

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年11月7日（月）16：30～20：35

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、山形福島第一原子力発電所事故対策室（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

ただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日細野大臣は公務のため欠席です。あらかじめご承知おきお願いいたします。それでは園田大臣政務官から冒頭発言があります。

<冒頭あいさつ>

○園田政務官

本日も合同記者会見にお集まりをいただきましてありがとうございます。まず私からさる11月1日にキセノンが検出された件について、皆さま方にお伝えをさせていただきます。11月1日に東京電力福島第一原子力発電所2号機におきましてキセノンが検出されました。11月4日に東京電力から、これらは臨界によるものではなく自発核分裂によるものである、との報告が原子力安全・保安院に報告がございました。この報告に対しまして原子力安全・保安院が独自に評価を行った結果、臨界ではなく自発核分裂と判断をいたしたということでございます。したがって東電の報告書の内容は、私どもは妥当であるというふうに考えておるところでございます。評価の詳細につきましては、後ほど原子力安全・保安院から説明があるということですので、よろしく願い申し上げます。そして、今回の件につきまして東京電力から福島県を始めといたしまして地域の市町村への連絡が遅くなりました。大変私どもも遺憾に思っておるところでございます。また、当初公表された内容が自発核分裂の可能性に触れていないということなど、十分丁寧なもの、情報提供という点ではですね、大変不十分なものではなかったかというふうに私どもとしても考えているところがございます。地元を始めとする国民の皆さま方に不安を抱かせることになったということになります。これを踏まえまして本日でございませけれども私から東京電力に対しまして地元自治体をはじめといたしました

関係機関への連絡を迅速に行うこと、そして情報の発信にあたっては無用な不安を抱かせることのないように、丁寧な説明を行うということを、指示を私からさせていただいた次第でございます。なお、ご承知のように政府内におきましても、保安院を始め官邸との間の中でしっかりした連絡が出来ていなかったということは、私も大変遺憾に思っているところでして、保安院については枝野経産大臣より情報の遅れ、連絡の遅れについて注意がなされているというところでございます。今後、政府内においてもこのようなことがないようにしっかりと連絡、あるいは、相談体制も含めて、そしてまた広報の体制も含めてしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。私からは以上です。

○司会

それでは議事次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まず東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。当社から海水と空気のモニタリングの状況についてご報告させていただきます。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第 227 報となっております。ページめくっていただきまして、1 枚目の裏面に第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの 1 番での測定結果でございますが、昨日のサンプリングでは、いずれの 2 地点も検出限界未満という状況でした。2 枚目でございますが、沖合の海上でのサンプリングは昨日は天候不良のため中止いたしております。続きまして海水の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』ということで、サブタイトルが第 220 報となっております。ページをめくっていただきまして、発電所の沿岸部 4 箇所と、2 枚目以降が沖合の各地点での測定結果です。経時変化をグラフ化しております。3 枚目の表面の上側になりますが、南放水口付近で若干の上昇が見られますけども、引き続き変動をよく観察していきたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に文部科学省から説明します。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。お手元に環境モニタリングの結果についてという資料を2種類用意してございます。まず全国的な状況ですが、各都道府県の放射能水準調査、それから空間線量率の大学の協力による測定、定時降下物、上水等の結果については特段大きな変化見られておりません。また、発電所周辺の調査について、資料をご用意してございます。まず20キロ以遠の空間線量率、それから20キロ以遠の積算線量結果、またダストサンプリング、さらに福島県における緊急時のモニタリング結果、これらを含めて変動はありません。資料の9ですが、20キロ以遠の空間線量率の測定結果、これは2週間に1回行っていますが大きな変化見られておりません。それから地元の方におきまして資料番号の10番と11番ですが、自動車走行サーベイによる福島市内のモニタリング調査結果、それから田村市内のモニタリング調査結果について、発表されています。福島市内の走行結果によりますと、線量率の範囲は0.05から2.25 μ Sv/h、田村市においては0.08から1.89 μ Sv/hという値が観測されています。めくっていただきまして、海域の調査の状況でございます。12番13番が、東京電力におきます発電所周辺の海域モニタリング、そして宮城県沖の海域モニタリング、海水の分析結果ですがこちらも大きな変化見られてございません。それから14番は文部科学省が行っている宮城県、福島県、茨城県沖における海域モニタリングの結果について、これは海底土の調査ですが、大きな変化は見られておりませんが、茨城沖で一部セシウム137で520Bq/?という値が観測されていて、引き続き注意してみたいというふうに考えています。それから15番16番は、資料の訂正でございます。5月12日に公表いたしました資料と、10月5日に公表いたしました、いずれも海水の分析結果でございますが、これのうちセシウム134のデータ処理にミスがございまして、各々11月1日に訂正した結果をお知らせしているところであります。セシウム134について、20%ほど過小評価していたという内容のものです。それから、17番、18番、19番は東京電力によります茨城県沿岸の海域モニタリング、それから、これについてはいずれもNDでございます。それから18番、19番は東京電力によります海底土の測定結果でございまして、ストロンチウムにつきましても過去の測定分析と大きな変化はございません。それから19番のプルトニウムの方につきましましてはいずれも検出限界未満というふうになっています。それから文部科学省の方で資料番号20ですが、放射線量等分布マップ、テルル192M、銀119Mの土壤マップについて発表してございます。ページでちょっとご紹介いたしますと、89がテルル129の土壤濃度マップになってございまして、90ページが銀110の土壤濃度マップというものでございます。これにつきましては梅雨前に福島県内中心に2,200箇所の土壤をサンプリングしまして、既に発表させていただ

ていますようにヨウ素とセシウムについての測定結果をマップの形でお知らせしています。そのセシウム、ヨウ素の分析過程において、テルルの 129M という核種、それから銀の 110M という核種が比較的広範囲において検出されたところから、改めてこれらの核種について測定し今回評価しまとめたものでございます。資料の 85 ページにもございますが、ではこれらの核種による線量への影響はどの程度かということについて、見てみますとテルル 129M ですと 50 年間にわたります積算の実効線量として 0.6mSv、それから銀の 110M が 3.2mSv ということで、同じように計算したセシウム 134、137 による線量に比べて 2 桁から 3 桁小さい値になってございますので、今後線量評価とか除染は引き続き、セシウムを中心に着目して行っていくことが適当であるというふうに評価されたところでございます。これを機会に前回ご質問頂いた中でいくつか調査のまとまったものについてお答え申し上げたいと思います。1 つは文科省の方から 8 月 26 日付けです、福島県内の学校、校庭校舎の線量低減についてという文章を出しまして、学校における児童生徒における線量を年間 1mSv 以下にすることがそのなかでうたわれています。その際、給食等による内部被ばくは考慮されているのかというご質問をネオログの小嶋さんから頂いたと思います。これにつきましては 8 月 26 日文科省のホームページに学校における線量の計算方法という資料をこの通知と同時に掲げさせて頂いております、学校での校庭での線量が $1\mu\text{Sv/h}$ 、あるいは給食の回数を年間 190 回とした場合の校庭での巻き上がりによる内部被ばくですとか、飲食に伴う内部被ばく線量を評価してございます。その計算におきましては外部被ばくの約 10% を内部被ばくによって受けるという保守的な仮定をさせて頂いておりますがその根拠となりましたのは、厚生労働省の薬事食品衛生審議会の方の放射性物質対策部会の作業グループが 7 月に発表いたしています原発事故の影響による飲食物の線量集計というデータを元に、今申し上げたような割合、外部被ばく線量の 10% を内部被ばくとして推定したということでございます。それから、もうひとつ 3 月 15 日の時点で文科省の方で始めてモニタリングカーによるモニタリング測定を行いまして翌 16 日に発表しています。最初の福島県の浪江町付近の 3 点をどのように決めたのかというご質問がありました。これにつきましては、10 校以降、SPEEDI を用いまして 1 時間毎に単位放出量の計算を行っていたわけですが 15 日の午後の段階でこの単位放出量の計算結果を用いて発電所の北西方向に空間線量率の高い地域が見られるということで、この日の 15 日の夜ですね、20 時 40 分から 20 時 50 分にかけてモニタリングカーによる測定を行ったわけですが、測定を行うに際しまして発電所北西 20 キロの浪江町周辺でその測定を行うようにという指示を出しまして、その結果最高で $330\mu\text{Sv/h}$ というものが観測されたということでございます。その結果につきましては 16 日の午前 1 時 5 分

にプレス発表するとともにですね、線量率と同時に測定した地点を示す地図とともにホームページにも掲載したところでございます。文科省からは以上です。

○司会

次に原子力安全委員会から説明します。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは本日付けの原子力安全委員会の紙で、環境モニタリング結果の評価についてという1枚紙、裏表にコピーしてございます紙と、1枚目が福島県の地図になっております参考資料を用いて説明させていただきます。今回は10月31日から11月6日までに文科省から公表された情報に基づくものであります。

まず1の空間放射線量であります。これにつきましては発電所から20キロ圏内の最新のものもふくめて特段大きな変化がないという状況であります。2の空気中の放射性物質濃度についてであります。参考資料の14ページから20ページにかけてご覧いただきますと、表の1番上のポイント、福島市杉妻町であります。このポイントにつきましては県の方では検出限度を下げた測定が行われております。日によってこのポイントでセシウム134、セシウム137が検出されております。その値は、濃度限度を約4桁下回っているというものであります。また、そのポイントでのヨウ素131、それからその他のポイントはすべて検出限界未満であったということでもあります。

それから4の環境資料であります。資料の裏面にいきますと海洋関係の結果が出ております。1番上が海水中のセシウム134、137の検出結果であります。参考資料の34ページから42ページにありますが発電所に近いポイントを中心に検出されておりますが濃度限度は下回っている状況です。それから次に海底土中のセシウムであります。参考資料でいうと43ページ、44ページです。これにつきましては44ページにサンプリングしたポイントが出ておりますけども、このような値でセシウム134、137が検出されているという状況であります。それから次が海底土中のストロンチウムであります。これは45ページ、46ページに出ておまして、今回は東京電力が発電所周辺などで採取した海底土からでございます。ポイントによりましてはストロンチウム89と90両方、あるいはストロンチウム90だけ検出というポイントがございます。それでこの検出されたストロンチウム90の濃度といいますのは、この辺りの近海における過去の平常値に比べて一桁以上大きな値になっておりますので、今回の事故に由来するものというふうに考えられます。それから資料最後5の全国の放射能水準調査ですがこちらも特段大きな変化ありません。それから、この機会に前回の統

合会見の際にご質問いただいた答えの中で若干ちょっと説明が曖昧に聞こえたかもしれない点がありますので、もう一回そこをクリアにさせていただきたいと思えます。ご質問はセシウム 134 とセシウム 137 の空間線量率への寄与はどうなっているかというご質問でありまして、これにつきましては 8 月 24 日の原子力安全委員会で原子力災害対策本部の方から説明のあった資料の 1 の 1 をもちいて説明させていただきました。その際セシウム 134 と 137 の存在比が 1 対 1 になっていると、資料の中で核種組成として 1 対 1 と書かれておりますけども、その意味は原子核の数で 1 対 1 ではなくて、放射能の比で 1 対 1 ということでもあります。そこら辺がちょっと分かりづらい説明だったかと思えます。単位面積あたりの放射エネルギーがセシウム 134 と 137 で 1 対 1 であるという状況ではありません。そういうなかで結果としては、寄与率としてはセシウム 134 が 0.73、137 が 0.27 になるわけですが、同じようなそういう放射能比で、なぜこの違いが出てくるかというところでもありますけども、これは一つの放射性壊変あたりに出てくる放射線の数が違うということでもあります。セシウム 134 は、一つの壊変あたり平均しますとベータ線一本と 2 個強のガンマ線が出ます。セシウム 137 の場合は、1 壊変あたり平均しますとベータ線とガンマ線が 0.85 個出てまいります。それでベータ線の方は飛程が短いので空間線量率への寄与というのは小さく、ほぼガンマ線の数で空間線量率への寄与が決まってくるということで、セシウム 134 が 2 個強、それに対してセシウム 137 が 0.85 個ということで全体としての寄与率 0.73 対 0.27 が求まってくるというものでございます。私からの説明は以上でございます。

○司会

続きまして各プラントの状況についての説明になります。東京電力から説明させていただきます。

<プラントの状況について>

○東京電力

東京電力からプラントの状況についてご報告させていただきます。『福島第一原子力発電所の状況』という A4 縦裏表の 1 枚物の資料、こちらの方をご覧ください。タービン建屋の地下の溜まり水の処理でございますが、現在第一セシウム吸着装置キュリオンと第二セシウム吸着装置サリーによります運転を行っております。昨日、蒸発濃縮式によります淡水化装置が給水ポンプの不調により止まっておりますけれども、本日の午後には運転を再開する予定でございます。それからトレンチ立坑・各建屋の溜まり水の移送状況、それから建屋関係の水位につきましては表のとおりです。現在 2 号機 3 号機から雑固体廃棄物減容処

理建屋の方への移送を継続中でございます。裏面の方にまいります。放射性物質のモニタリングにつきましては、先ほど申し上げたとおりです。使用済み燃料プールの循環冷却でございますが、1号機から4号機まで循環冷却を行っております。なお3号機に関しましては、ここに記載のとおり本日14時30分から一次系のポンプの吸込み側でございますストレーナーの清掃を行うため、一時的に停止いたしております。停止期間は3時間程度。その間の水温の上昇は約0.6℃というふうに考えております。圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器の圧力関係につきましては記載の表のとおりです。続きまして、発電所内のモニタリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』ということで、10月6日のサンプリング分になります。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から表の形式で各サンプリング地点での測定結果を記載しております。経時変化を2枚目の裏面からグラフ化しておりますけれども大きな変動等みられておりません。引き続き高濃度汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断いたしております。続きましてサブドレン水の核種分析の結果です。A4横の表の形式になっている資料でございます。昨日11月6日のサンプリング分でございますが、丸1番から丸9番のサンプリング地点におきましても通常の変動範囲内というふうに考えております。高濃度汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしました。それからダストの分析結果で2枚物の資料がございます。これは4日と5日の原子炉建屋上空でのサンプリング結果です。まず1枚目とその裏面が1号機分でございます。原子炉建屋の上部ということで、機器ハッチの開口部の4階付近に仮設のサンプリング装置をぶら下げまして、そこでの測定結果は丸1番、それから大物搬入口付近での測定結果が丸2番でございますが、それぞれセシウム134と137が10のマイナス4乗から10のマイナス5乗といったレベルで見つかっております。その裏面が建屋カバーのフィルターの入口と出口でございます。フィルターの入口は、同じくセシウム134と137が10のマイナス5乗レベルで検知されておりますけれども、出口側ではND、検出限界未満という状況でございます。それから2枚目でございますが、こちらは3号機分になります。クローラクレーンが原子炉建屋の南側でもサンプリングが出来るようになったということで、南側を中心に6箇所測定を行っております。測定結果につきましては表のとおりでございますが、2枚目の裏面、丸5番につきましては、計器の不調により欠測ということになりました。したがって、測定件数は全部合わせて5件ということになります。これらの値を基に引き続き建屋からの放出放射能の評価をしていきたいというふうに考えております。それから東京電力からは、その他2点プレス文を公表させていただいておりますが、後ほど保安院さ

んの方からご説明がありますが、福島第二原子力発電所の緊急事態、応急対策の実施にかかる報告聴取を受けたという件と、もう一つは午前中にご説明させていただきました第二原子力発電所の4号機でタービンの点検にはいるというプレス文でございます。東京電力からは以上でございます。

○司会

続きまして原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。保安院からは3件ございます。キセノンの検出につきましては、後ほど山形統括管理官の方よりご説明申し上げます。私からは2件ございまして、一つは福島第二原子力発電所の緊急事態応急対策の実施状況に係る報告の聴取でございます。本日、この報告聴取を命じましたのでお知らせいたします。福島第二原子力発電所につきましては、応急措置など復旧に向けた緊急事態応急対策の実施によりまして、既に3月15日には冷温停止状態に至っているところでございますが、また緊急安全対策ですとか、電源信頼性向上対策も順次実施されております。現在では非常用のディーゼル発電機に加えて、号機間の融通、電源の融通による、電源の多重化も完了しておりまして、また冷却系統2系統による多重化についても、冷却機能2系統による多重化につきましても、今月中に完了する見込みであると。更に津波対策としても海岸での土嚢の積み上げも今月中に完了の見込みであるというふうに聞いております。こうした対策の実施状況について報告徴収を行うことでしっかりと確認評価をしていきたいというふうに考えております。本件は以上でございます。それから前回の会見で宿題としていただいております保安院の会見担当者の件でございますけれども、まず中村審議官と根井審議官がいつ会見を行ったかということで、これは以前も一度ご説明しておりますけれども、まず中村審議官は最初の会見、3月11日の15時15分ですけれども、それから翌日3月12日の17時50分まで計16回会見の担当をしております。それから根井審議官ですけれども、3月13日の午前5時30分と次の3月13日の10時5分、この2回を担当しております。それからこの合同会見におきまして、行政側といいますか、保安院、文部科学省、それから安全委員会でこの担当しております者の略歴をとということでございました。後ほど受付の方に資料を置いておきますので、準備しておきますのでお帰りの際に受付の方にお話いただければ必要な方にはお渡しできるように準備したいと思っております。キセノンの検出につきましては山形の方からご説明申し上げます。

○原子力安全・保安院（山形）

保安院の山形です。「東京電力株式会社福島第一原子力発電所2号機の格納容器からキセノン135の検出に係る報告書への評価について」というものを今日配布しておりますけれども、評価が終わりましたのでご説明をいたします。1枚めくっていただきまして、背景というところで今回11月1日キセノンが検出されました。キセノン、特に135につきましては半減期は9時間という短いということで、至近の核分裂で生成されたものであろうと東京電力は推定し、そのことについて11月4日原子力安全・保安院に報告書が提出されております。2.の東京電力による評価の概要の所は既に東京電力さんの方が既に、ここではないですか、独自にご説明されていると思いますのでこの部分は省略させていただきます。2ページ3.原子力安全・保安院としての評価でございます。まず当院におきまして、自発核分裂とした場合、キセノン135の濃度がどうなるかということ独自に評価いたしました。その結果1.2から 1.7×10 のマイナス1乗Bq/cm³という数字になりました。東京電力の実測値、フィルタのところで測ったものを割り戻した格納容器内の濃度というものが 2.7×10 のマイナス2乗でありますので、約4、5倍ぐらいの差、簡易な評価ということを考えれば両者をおおむね同程度であろうと思うんです。したがって検出されたキセノンというものは、自発核分裂とほぼ推定されるというふうに判断しております。なお、その計算値でございますが評価、実測値ではなくて評価したものが、原子力安全・保安院と東京電力の間では差がございます。これは4点並べておりますけれども、計算方法に違いがあるということです。まず今現在2号機の中にどれだけのキュリウムがあるかというそのインベントリ評価でございますけれども、これが保安院の方は3月11日停止直後のインベントリから260日間の指数関数による減衰を考慮しております。東京電力の方は、日にちは忘れましたが122日間の間を一次関数による内挿によってきているということですので、そういう推定方法の違い、それと②、これが一番大きな差になるんですけれども、キュリウムの自発核分裂、キュリウムが自発的に核分裂した場合にキセノン135がどれだけ出てくるかということなんですが、これはキュリウムがパカッと割れた時に、それが半分キセノン135になる、直接的にまず分裂した時にキセノンになるっていうものと、それともう一つキュリウムが核分裂をした時に、まずヨウ素135になってから更に壊変をしてキセノンの135になるという2ルートありますけれども、保安院の方はその両ルートを合計して、キュリウムが自発核分裂をすると2ルート足し合わせて7.5%がキセノン135になるであろうというふうにしております。一方、東京電力の方はこのヨウ素135の壊変によるキセノンというもののそのルートを考慮していない、ここが大きな違いです。それと格納容器の中のどれだけ気相、ガスの部分があるかというこ

とでございますが、東京電力の方はある程度水が入っていて残りの部分が 3,000m³ というふうに評価しておりますけれども、保安院の方は 3,000m³ と、一応水が入っていない最大の体積 4,240m³、幅を持って試算をしております。それと 4 番目が格納容器からの気体のリーク率ですけれども、これはあまり大きな差にはなりませんけれども、東京電力の方は抽出量の 14m³ だけですけれども、保安院の方は 14m³ プラス水蒸気によるガス管理システム以外から若干漏れているということも含めて計算をいたしました。その結果が表のような結果でございますけれども、格納容器内の基礎容量が 3,000 の場合は 1.7×10 のマイナス 1 乗 Bq/cc と。基礎が 4,240m³ の場合は 1.2×10 のマイナス 1 乗ということで、先ほど申しましたように 1.2×10 のマイナス 1 乗 Bq/cc というふうに計算しております。それともう一つ(2)でございますけれども、ここが臨界でないという非常に大きなところでございますけれども、臨界であればホウ酸水を入れますと中性子が吸収され核分裂反応が抑制され臨界が止まると、キセノン 135 の濃度が減少するはずですが、ホウ酸水注入前後で濃度の変化が見られないということで臨界ではないというふうに判断をいたしました。これでまとめまして、上記の 2 点から今回検出されたキセノンは自発核分裂で生成されたものであって、臨界による核分裂で生成されたものではないと判断されます。よって東京電力の報告内容はおおむね妥当と評価しております。今後の対応でございますけれども、当院の方は既に 10 月 3 日に東京電力に対して中期的安全確保の考え方を示しまして、それに従って計画を作るように指示しております。この関連で言いますと、格納容器内の放射性物質濃度を適切に監視できるようにという指示を出しております。現在、東京電力において測定方法、監視の計画を策定中というふうに聞いております。速やかに提出するように要請しておりますので、現在策定中というふうに聞いておりますので、保安院といたしましては、この計画の妥当性の評価を行います。そして更に定期的に測定をして異常時には、速やかに当院に報告するよう指導してまいりたいというふうに思っております。なお、最後のところに参考というのを付けておりますけれども、これは今回評価するにあたりまして、専門家の方々からいただきましたコメントです。ここで計算結果とは妥当なものであろうと。また 2 番目が自発核分裂による発熱量とか崩壊熱に比べて十分小さいので、冷温停止の議論に影響を与えるものではないと。あと冷温停止になっているかどうか、冷温の判断について温度センサー、圧力センサー、どのような具体的情報が必要、それと自発核分裂というのは妥当だけれども、東電報告書の中にある今回のキセノンの量が通常の臨界状態で出てくる値より小さいということは臨界ではないとする根拠としては、弱いというご意見もいただいております。また、原子力学会のホームページに 4 ページほどのものが出ておりますけれども、それも参考とさせて

いただきました。原子力安全・保安院からは以上でございます。

○司会

それではこれから質疑に入らせていただきたいと思います。毎回のお願いで恐縮でございますが、最初のご質問の機会をできるだけ早く一巡させるという観点から、ご質問項目につきましてはできるだけ3つ以内にさせていただきたいと思っております。また併せて質問事項は簡潔にお願いしたいと思っております。回答者におきましてもできる限り簡潔に分かりやすくの回答をお願いしたいと思っております。また、ご質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対するご質問であるかを明らかにさせていただきたいと思っております。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。ではそちらの男性の方、それとそちらの男性の方2人続けてお願いいたします。

<質疑応答>

○毎日 中西

Q：毎日新聞の中西と言います。キセノンの関係のことで伺いたいんですけれども、まず園田政務官に、年内の冷温停止状態を目指すという方針に変わりはないのかどうかということを改めて伺いたいということと、あとはキセノンの今日のリリースの件で、3ページのところの今後の対応のところでも中期的安全確保に関する文書が出ておりますけれども、これはキセノンの検出などガスの分析体制について見直すというか、拡充するようなことを含めて再提出し直すということでしょうか。これは松本さんをお願いいたします。取りあえず、以上2点でお願いいたします。

A：(園田政務官)年内の冷温停止状態の達成について、それについてどういうふうはこのキセノンの関係と考えるかということでございます。これにつきましては、先般大臣からもお話をさせていただいております。また今日保安院からもこれが言わば冷温停止の状況の中においても、こういった自発核分裂という現象が起きているというのがまず確認をさせていただいたということでございます。したがって、それでいわゆる臨界であるとか、あるいはそこからまた水素爆発等々で大きな事象に発展をするかということからすると、私どもとしては問題ない状況であるというふうに考えているところでございます。したがって年内の冷温停止状態達成というところに、今回の状況が何か大きく影響するののかという点については、私どもとしては影響は無いというふうに考えているところでございます。

A：（東電）東京電力でございますが、安全保安院さんの方から中期的安全確保をするための考え方ということでお示しされています。私どもはそれにしたがって施設運営計画というのを作っておりますので、その1の改訂版が若しくはその2の中できちんとご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

Q：すいません追加で、今回2号機ですけれども、1、3号機については分析した上で冷温停止ということを宣言する前に2号機と同様な調査をする必要があるとお考えですか。園田政務官にお願いします。

A：（園田政務官）それについては今ご案内のとおり、1、3号機につきましてもガス管理システムの構築に向けて今作業を行っているところでございます。それとは別に私どもはこの圧力容器の底部の温度であるとか、あるいは様々な他の状況を捉えて冷温停止状態というものを確立して行くべく作業をさせていただいてまいりました。したがって今現在の現状の中において中期的な安全確保の中にこういったことを含めるといことは考えておりません、同時に現象面をご覧をいただければ毎日公表させていただいておりますけれども、この圧力容器底部の下部の温度、あるいは他の使用済み燃料プール、共用プールの温度も含めて、現象としては、冷温の状態に今あるのではないかなというふうには考えているところでございます。

Q：確認ですけれども、1、3についてはその同じような調査は、要するに年内は急がないというそういう考えですか。

A：（園田政務官）年内は急がないといいますか、一日でも早く取り付けられるようにという作業には尽力をさせていただいているところでございますけれども、それとこのステップ2の終了というところのリンクはしていないということでございます。

○司会

では次の方。

○朝日新聞 小堀

Q：朝日新聞の小堀です。保安院に確認したいんですが、まずキセノンの報告書の妥当等を認めるということなんですが、これは最後についてますけど、専門家に何人ぐらい話を聞いたのか、あとJNESに確か解析を依頼するという

ふうに言っていましたけれども、これは保安院が独自に計算してそういうものと判断したということで良いのでしょうか。あともう 1 点、福島第二原発のこの報告徴収なんですけど、この報告徴収をかける目的なんですけれども、そこは確か半径 8km がまだ避難区域に設定されていると思いますが、この報告を受けてそれを解除するという目的なんでしょうか。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、ご意見を伺った専門家の人数でございますけれども、前回いわきで意見聴取会を開いた方々の先生でございます。正確には覚えてないですけど 7、8 人の方からお伺いいたしました。それと JNES の協力を得てしたのかということでございますけれども、今回の場合は計算の方法が比較的簡単な方法でございますので、JNES の協力を得ながら保安院独自に行いました。

A : (保安院) 福島第二の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の報告徴収は復旧状況などをしっかりと確認、評価していくことを目的としたものでございます。今緊急事態宣言の解除のような話もございましたけれども、これは法令上の規定も踏まえて今後判断していくべきものというふうに、そういう課題であるというふうに認識しております。いずれにしましてもまずは事実関係をしっかりと精査することが重要だということで、今回これまでも任意で様々な報告あるいは情報提供ということは東京電力からいただいておりますけれども、改めて法に基づく厳格な確認を行いたいということでございます。以上でございます。

Q : それは分かるんですけども、なぜ今回改めてその状況を確認するのか、以前から福島第二がこうなってるという情報は東電さんから聞いていたと思うんですけども、今回大臣名でわざわざ報告徴収をかけるというのは緊急事態宣言の解除につながるものではないんですかという問いなんですけど。

A : (保安院) 先ほど申し上げましたように、電源多重化は既に終わっておりますし、冷却機能、これは実は 1 号機がまだ余熱除去機能と言いますか、一部復旧してない部分がございます。そういったものが今後今月中に復旧するというような見込みが出てきたということと、それから津波対策も土嚢が大分土嚢の積み上げが進んできておりまして、これも大分完了が見えてきたということで、こういった機会をとらえて、状況を踏まえてこの報告徴収を行うということでございます。以上でございます。

Q：1点だけ確認なんです、この緊急事態宣言というのはまだ出ていて、解除するためにはこういう手続きを踏まないといけないということにはなってるんでしょうか、流れとして。

A：（保安院）緊急事態宣言につきましては、緊急事態応急対策というものの中にはいろいろなものがございます。その中の当然技術的に見て安全かどうかということはしっかりと見ていく必要がございますけども、緊急事態宣言の解除そのものは法令上の規定なども踏まえて更に幅広く見ていくものであるというふうに認識しております。

○司会

他にご質問のある方。一番後ろの男性の方、それと前の男性の方続けてお願いします。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官によろしくお願いします。まず1問目なんです、園田政務官の冒頭発言についてお伺いしたいんですけども、冒頭の発言で東電の当初の公表の際に、自発核分裂の可能性に関して言及がなかったことにつきまして遺憾だったとの趣旨の発言がございましたが、始めの公表の際に東電側から自発核分裂の言及がなかったこと理由についてはどう説明を受けているのでしょうかというのが第1問目です。2問目としまして、東電側が今回の政府からの注意を今後過度に重んじることで、今後何か起こったときにですね、東電側が評価に慎重になりすぎて、結果として発表が遅れたりという懸念も感じるんですけど、この点についてはどう考えていらっしゃるのか。まず2問お願いします、3問目は流れの中で。

A：（園田政務官）まず、1問目でございますけれども。私が東京電力からお伺いしたのは、まずキセノンが検出されたという事実関係でございます。その後についてですね、様々な評価をする必要があるということで、その後の評価を待っていたというのが実際のところでございます。したがって、いわゆるマスコミの皆さま方を通じてですね、あるいは地元の皆さま方に対しても、あらゆる状況を加味しながらですね、いわゆる誤解を生むようなかたちの発表というものは少し、やはり慎重になった方がいいのではないかとこのふうには考えているところでございます。2問目でございますけれども、おっしゃるようになりますね、当然ながら様々な事象がこれからも起こり得るというふうにご考えておるところでございますので、それを速やかにスピードを持って

ですね、皆さま方を通じて広く国民の皆さま方や地元の皆さま方、福島
の皆さま方にお伝えするというのは大変重要なことであるというふう
に認識をいたしております。それと、やはり正確な情報をより早く皆
さま方にお伝えをするというところに今後も私どもは努力をしてまい
りたい。ただ単に早ければ早いほどいいということではなくて、正
確な情報を国民の皆さま方に対してお伝えをする必要があるとい
うところに私どもは力点を置かせていただきたいということでござ
います。

Q：ありがとうございます。今に関してですが、3問目としてです
ね、公表の流れのちょっと確認ですけれども。まず、東電の発表があ
って、それを受けて保安院が評価という、こういうフローだと思
うんですが、そういうことだとですね、当然その東電の見解と保安
院の評価がですね、異なる場合もあるわけで、今回の保安院から出
された評価書についてもですね、見解の相違が細かいところで保安
院と東電側であるわけです。保安院にしましても、東電の報告書
が4日出たわけで、本日発表までに3日かかっているわけですね。
例えば事故当初のSPEEDIの公表の遅れが1番困ったことがあった
わけなんですけれども、そうしますとですね、慎重になるあまりで
すね、重要なことは国民側への発表が遅れるということもあるわけ
で、これは表裏一体なんですけれども、この原災本部でですね、情
報公開のスピード感なんですけれども、なんか内規のようなものは
あるのでしょうか。今園田政務官がおっしゃったことも含めてで
すね、内規ってないんですか。情報公開に関して。

A：（園田政務官）ちょっとすいません。原災本部の方からそう
いった内規があるのかどうか、ちょっと私存じ上げておりません。

Q：要はですね、今回のことがあるので情報公開の基本的なその
スタンスとどうか、取り決めがないとですね、こういうことも繰
り返すし、今後遅れることもあると思うんですけれども、この点に
ついてはいかがでしょうか。

A：（園田政務官）やはりですね、先ほども申し上げたように、
国民の皆さま方に重要な情報をスピーディにお伝えをするとい
うのは大変重要なことであるというふうに私どもも認識をいた
しておりますので、その点については徹底をさせていただきたい
というふうに思っております。同時にそれが言わば正確な情報
として国民の皆さまがたにお伝えをするということを私どもは
心がけさせていただいておりますので、そのことも含めてです
ね、しっかりと皆

さま方にお伝えが出来るように今後とも努力をしまいたいというふうに思います。

Q：すいません。繰り返しになりますけど、正確性を重んじるとですね、時として発表までに時間を要するそういったリスクがあって、その間にかなり危機的な状況にある場合もあるという意味で私の方で質問させていただいてるんですけども、だからそこら辺はですね、バランスと言うかですね、危機管理上の大きい問題だと思うんですね。なので、そこら辺の検討は今後されないのかということなんですが。

A：（園田政務官）そういったいわゆる情報提供の在り方というか、会見の在り方というものは幅広いシステムの中で考える必要があるというふうには考えております。同時にやはり正確な情報というものを、推測が推測を生んでしまうような形ではやはりいかんだろうというふうに思いますので、結果的にそれが今回は誤った形で伝わったんじゃないかというふうに私どもも反省をいたしておるところでございますので、当然より正確な情報を得るべくですね、確認をさせていただきながら、しっかりとスピーディにお伝えをしまいたいというふうに思います。

Q：なので、そのただ言ってみれば推測ですよ、今のいろんな発表というのは。全てその原子炉の中も全て推測に基づいていると思うんですね。なので、それはちょっと理解出来ないんですけども、全て推測でこれいろいろ発表なり、推計値で全部発表していると思うので、そのバランスというのは線引きある程度しないとですね、また公表が遅れる。なので私個人的には、自発核分裂は確かに1回目の公表ではなかったですけども、今回のことは今後あると思うんですけども、それくらいの余裕はある程度持った方が逆にいいのではないかという場合もあると思うんですけども。もう全て推測だと思うんですけど、今の段階のいろんな発表というのは。

A：（園田政務官）いろいろ見解があるかと存知ますけれども、繰り返しで大変恐縮でございますが、私どもはですね、しっかりとスピーディに国民の皆さま方に重要な情報をより正確な情報としてお伝えできるように今後とも努力をしまいたしますので、その点をご理解をいただければというふうに思います。

○司会

前の方。

○NHK 岡田

Q : NHK の岡田です。よろしくお願ひします。キセノンの関係で保安院の方にお伺ひをしたいのですが、森山さんでも山形さんでもどちらかお願ひします。今後の対応のところについてなんですが、測定方法と監視の計画について具体的にどの程度求めるのでしょうか。あと期限は設けるのでしょうか。あと細かい話なんですが、これ指導は口頭で今日の指導ということでもいいのでしょうか。あと、その下にあります定期的に測定し、異常時には当院に報告するよう指導するというふうにあるんですけど、これはどの程度求めるイメージなのでしょうか。以上、3点お願ひします。

A : (保安院) 保安院の山形です。今後の対応のところを書いておられますのは、10月3日の指示は文書で行っております。10月3日の日にこの場で説明をさせていただきましたけれども、中期的安全確保の考え方ということで福島第一原発、1から4号機全体、様々な設備ございますけれども、様々なものについて中期的な安全確保の考え方を当方から示しまして、東京電力に対して報告をするようにというものを指示しております。その中で一つ格納容器に関しては放射性物質の濃度を適切に監視できるようにという指示を出しておりますので、これの現在、我々としては報告を待っているところでございます。出来るだけ速やかに出していただきたいと思っております。そして、今後につきまして、当然定期的に測定をし、我々の方に報告するように、これは将来の話でございまして、報告書を受けその評価を行った上で指導していきたいと思っております。

Q : そうすると特に定期的にだとか、そういった異常時こういった形でというのは、報告を待ってから評価をするということでもいいのでしょうか。

A : (保安院) はい。そのとおりです。

Q : あと、東京電力の今回の対応について、改めてどういうふうに評価をしていますか。あと、今後の対応について東京電力に改めてこういったことを求めるかというところをお伺ひしたいと思います。

A : (保安院) 保安院でございまして、今回の対応につきましては、やはりこのような作業を計画的に行っているわけですので、やはり予め

ですね、十分に準備をしてその結果どういうことが起こり得るかということ
を準備しておく必要があるのではないかと。それは必ずしも十分ではなかつ
たことが、今回情報提供の関係でも混乱を生じた原因ではないかと思ひます。
したがって、もちろんいろいろな事象が発生すればですね、速やかな公表とい
うのは当然でございますけれども、やはり事故収束ということで様々な作業
をしておりますから、そういったことで予めどういったことが起こりそうな
のかと、出来る準備はしっかりやっていくということではないかというふう
に思っております。

Q：あと最後に改めてですね、臨界だとかそういった場合、何がしか今回もホ
ウ酸水の注入だとかいろいろ対応があったんですけども、何か改めて加える
対応だとか詳しくするとか、そういったことが可能性としてあるのか、あと
自発核分裂については特にもう対策などは求めないということではないん
でしょうか。

A：（保安院）これもですね、10月3日の説明させていただいたように、指示を
出しております、ホウ酸水注入設備について、どのようなことが必要か、
大きくは臨界を検知できるということと、検知した場合はホウ酸水を注入で
きることを、そして様々なトラブルに対して手段がきちりと動くことを要求
しております、これについての今、報告を待っているところでございま
す。

○司会

それではご質問ある方。そちらの男性の方、そちらの男性の方二人続けてお
願ひします。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞の佐々木です。園田政務官にちょっとキセノンの関係でお尋ねし
たいのですが、先ほどあの、無用な不安を与えることないように指示をさせ
ていただいたと言われましたが、無用な不安というのは何を指しておられる
のでしょうか。あと、それに関連して、当初、東電が発表された内容が自発
核分裂にふれてないとおっしゃいましたけれども、少なくとも東電がやった
10時20分からの会見では、自発核分裂の可能性も含めて記者から質問が出て、
やりとりをしているわけですよ。要するに、そのやり取りを踏まえて各社
報道をしていると思うのですが、無用な不安を与えたということは、どうい
うことなのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思ひます。あともう一点この

機会だからお尋ねしたいのですが、福島第一の今週の土曜日にある敷地内の放射能の件ですけれども、当初の取材案内で、撮影したものに関して、映像写真を確認させて頂きますと言っていて、問題がある場合は、更にその場で削除させていただくことになりまうということが書かれてあるのを認識していましたが、その後の削除されてますけれども、なぜこのような文言が入っていたのか。これは基本的にこのようなことはしないということを、改めてちょっとこの場で確認させていただきたいと思います。以上です。

A：（園田政務官）はい、先ほど私が東京電力に対しましても、無用な不安を抱かせる事のないようにという指示を行わせていただいたところでございます。と申しますのは、この数日の中におきまして、いわゆる臨界状態というものが、あるのではないかと、あるいはあったのではないかとというような誤解を与えてしまったというところは、やはりそれによって何か、また、更に大きな事象に発展するが如く印象が取られてしまったというところをもって、私どもは、それは無用な不安ではなかったのか、あらかじめ保安院からもありましたけれども、今のこの冷温状態の中において何が起きているのかということ、従前よりも自発核分裂という状況もあるのだというところは、当然ながら分かってはいたというところがありましたので、そういった点を捉えてしっかりと、このガス管理システムによって中のガスの状況が少しずつ分かってくるという形の中で、こういったことも推測できたのではないかと。であるならば、そこにおいて様々な対応というものと、それから国民の皆さまへの言わば発表というところは、やり方としては、言い方としてはあったのではないかとこの認識のもとで、しっかりとした対応をとるよにということ、で指示をさせていただいたわけでございます。それから同行取材についての取材の件ですが、当初、私どもは大臣ともご相談をいろいろさせていただきながら、幅広く皆さま方に同行取材をしていただきたい。その際に、中の状況というものが、どういう形になっているのかということ、幅広く撮影してもらいたいというふうに考えていて、事前チェックではなくて事後チェックの方が幅広く捉えられるのではないかと、すなわち撮影された中において、私どもで考えて、炉規法やらあるいは核物質防護上の規定の中において、そういった所、撮影がされていた場合は、その部分にご注意をさせていただくということで、なるべく皆さま方に幅広く撮影していただいた方がいいのではというふうに考えて、事後チェックの案をお示しをさせていただいたのですが、それではいかなものかというようなご指摘もいただいたところでございますので、そこで私どもは、大変恐縮でございますが、事前に私どもが考え、ここだったら撮影しても大丈夫ですよという所を皆さまがたに撮影を

していただくという手法を取らせていただいたというところでございます。

Q：ちょっと追加の質問で、後者の方で先にお尋ねしたいのですが、要するに、事後のチェックは憲法は禁じる、検閲にあたるのか、そういう認識はお持ちだったでしょうか。いかがでしょう。

A：（園田政務官）憲法の規定している検閲というところには当たらないというふうには考えておりました。

Q：それは、どういった理由。

A：（園田政務官）法律上観点から、必要な措置であると考えておりました、しかも幅広くオーバーブロードに規制をかけているという部分ではないというふうに認識しておりました。

Q：これまで発電所もいろいろな形で取材が入っていますが、事故に撮影のチェックが入るといった話は聞いたことがないのですが、今回なぜそのような話が出てきたのですか。

A：（園田政務官）あの、やはり最初に申しあげましたように、幅広く皆さま方に、まずは自由に見ていただくというところが必要ではないか、大臣と同行していただく中で、そういう形が必要ではないか。事前にチェックをしようとする、そういった形にもなりかねないのではないかという考えで、そのようなお願いをさせていただいたところではございました。いろいろご指摘をいただきましたので、そういった点では、差し障りないところの事前に考えられるところで、大変恐縮でございますが、とどめさせていただく中で皆さまがたには撮っていただくという手法をとらせていただいたということでございます。

Q：ちょっと長くなるので、キセノンの話に戻りますが、保安院が先ほど説明された、参考を拝見しますと、専門家の方でも、今回の評価出てきたものは自発核分裂によるものは妥当と言っていますが、どこまで最初の段階で臨界ではないと明確に言えたかどうかというところは、この中の記述を見てあるわけですが、当然、事前にきちんと評価しておくべきだったと東電の方でも言っておられましたが、キセノンが検出されてその場でホウ酸水を注入したという事実がある。注入して、深夜に各社にメールが流れたのが大体1時間後。

注入した事実を即座に知らせていただいたということですが、入れたのがどういふものかというの聞くのが当然で、それを会見の中で聞いているわけで、結局この保安院の評価でも、結果的にはもう1度注入しても変化がなかったとかそういったところも含めて、最終的に臨界はなかったというふうに判断されているものだと思うのですね。臨界の可能性に言及したことが間違っていたというような言い方をされるのは違うのではないと思うのですが。

A：(園田政務官) 先ほども私申し上げましたように、無用な混乱を、不安を抱かせてしまったのではないかとことを申し上げたわけでごさいます、間違いであったということと言及した覚えはございません。したがって何回も申し上げますけれども、皆さん方がどう捉えるかは皆さん方の自由ではありますけれども、当然ながらも私どもとしてはより正確な情報というものをよりスピーディにお伝えをしたいという思いがございますので、それに従ってしっかりと報道をしていただければというふうに思っております。

○司会

ではそちらの男性の方。

○月刊誌のファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。東電の松本さんに伺いますが、今日からいわゆる計画的避難区域で除染をすることの前提となる詳細なモニタリング調査がキックオフになるというふうに聞いておりますが、その担当としまして原子力開発機構と東京電力の方が実務を携わるというふうに聞いておりますけど、それは東電さんはどういう形で除染の前提となるモニタリングに協力されていくのかというのを伺いたい。で、これまで計画的あるいは警戒区域の汚染というのは保安院が一応主体になって検査をしたり、現状でも文科省もやっていたわけなんですけど、今回住民にとって最も重要な現地のモニタリングに対しては環境省の名前は出てきますが、保安院も文科省も出てきません。あるいは林野庁や農水省、公安部分について関心を持つてる国交省の名前も出てこないんですけれど、これで本当に国が一体として計画的警戒区域の除染に取り組んでいるのかなというのが私には疑問なんですけれど。とりわけ原因者の東電さんがやるのに、その監督責任で非常に重い責任のある保安院がですね、この問題にどの程度携わっているのかというのが私はすごく疑問に思うんですけれど。一応研究開発機構の名前が入っているってことなのかもしれませんけどね。それで、3番目に園田さんに伺いたいのは国

がやり、県がやり、市町村がやり、今度環境省が参入されるわけですけど、たくさん数字が出てくるんですけど、どこが本当に責任持ってモニタリングしているのか私にはよく分からなくて、現地の人も分からないと思うんですよ。実際環境省の役人て恐らく文科省の方や保安院の方よりもそんなにその問題に詳しいとは思えませんから実質的には特殊法人とかに丸投げするんでしょうけど。これはやっぱり来年の1月2月にそういう警戒区域や計画的区域のモニタリングの結果を出すんだったらもう少し何か全体でやってるというモニタリングの整理みたいなのが必要なんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがお考えなのかを伺いたいですけれど。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、今回は環境省さんが居住地を中心とする詳細な空間線量の分布図を作られるということの計画がございまして、東京電力といたしましては測定員、モニタリングをする人の派遣ですとか、空間線量を測るためのモニタリングカー、車載型の測定装置がございまして、そういったものを使って今回の測定を行いたいというふうに考えております。

Q：それはもしかしたら東京電力はある程度ボランティアでやるということですか。

A：（東電）ボランティアといいますか、私どもも事故の当事者でございますので、人の派遣、それから使える設備は持っております、それはご協力させていただきたいというふうに思っております。

A：（園田政務官）はい、除染の今ご指摘いただいたように、これから本格的な除染に入っていきます。そのための実証実験、いわゆるモデル事業がよいよスタートを国として行うことができるわけでございます。これはですね、技術的な話で大変恐縮なんですけれども、環境省が一括計上をさせていただいて、それぞれの経済産業省、あるいは国交省、農水省、文科省、様々な縦割りになっているのをですね、一応というか、環境省が一括的に計上をさせていただいて、そこから各省と担当部局の所にそれぞれお願いをするという形式を今の国家行政組織法上の形の中で取らせていただいているというわけですので、決して他の省庁が何もやってないかというところではないんです。その上でモニタリングも当然ながら、環境省が行うというところと、文部科学省や東京電力やJAEAさんというようなところをお願いする部分と。それから、いわゆる土木工事ではありませんけれども、そういったと

ころは JAEA を通じて今公募をさせていただいて、JV を含んだ実施をしていた
だく機関あるいは企業といったところに今お願いをしているといったところ
になっております。

Q：おっしゃっていることは、私も分かっているつもりなんですけれど、じゃあ伺いますけれど経産省は何人環境省に人を振り替え実質的な支援をしている
んでしょうか。そういう数字を出していただいた方がいいと思うんですけれど、
基本的にそれを先ほど申しましたよね、原因者である東電は自らそういうふう
にやっているんですけれども、監督責任を求められる経産省の人は
ですね、地元に戻ればいいと私は思っているんです。地元歩くとそういう人
いっぱいいますよね。そういう人は経産省とは思わないのかもしれないけれど、
これまで高線量地域については原子力保安院がどっかで委託してやって
たんでしょうけれど、数字を公表してたと私は記憶するんですけれど、今
回の除染に関わることについては環境省に全部押し付けてということをお願
いしているんですけれど、いや違うなら違うとですね、これだけ協力してこれほど
やってますよってご説明をしていただければいいんですよ。そういうふうな
話を聞きたいんですよ。縦割の予算の形状がそうなってるってことは分かっ
てますよ。

A：（園田政務官）申し訳ございません、これは法律で決まったことございま
して、除染に関わる放射性物質特措法でございますけれども、環境省が行う
というふうに決まっておりますので、法律にそって今各省にもご協力をお願
いしていると。

Q：それじゃあ、どれだけその定員を振り替えたりですね、どういう応援をし
ているんですか。

A：（園田政務官）それについては協議中でございます。

Q：ですから、そこを聞きたいんですよ。さっき言いましたけれど、園田さん
ね、誰の方を見て記者会見をしてるのがよく分からないんですけれど、役
所の縦割りの議論とかそういうことと関係ないでしょう。それだったら何で
国がやってる仕事の原因者の東電まで同意してやるんですか。よく考えて下
さいよ、そこは。だから僕は分かりませんが、今のところ経済省も文
科省も人も定員も含めてそれほど協力してないってことでしょ、そうじゃな
いんですか。いや、してるならしてると言って下さいよ、それで結構なんで

すよ。

A：（園田政務官）はい、大変恐縮でございますけれども、私どもは法律を超えて枠を超えて行うということは法律違反になりますので、申し訳ございませんが法律にのっとった形で運用させていただきます。で、その法律の枠内で今来年の1月1日からは環境省が行うというような形になっておりますので、今やっているのはその前段階の準備を今行わせていただいているということでございます。本格的に各省からお願いするところは今協議中でございますので、それをお待ちいただければというふうに思います。

Q：すいません、多分私の頭が悪くて駄目なんでしょうから、保安院さんやどなたかすいません、こういう形で協力してるんだというお話を聞かせてくださいよ。その方がいいじゃないですか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、具体的に環境省に手を出しているというわけではないんですけれども、もともとこの対策につきましては原子力災害対策本部がやっております。その下に原子力被災者支援チームというのがございます。こちらに保安院からあるいは経産省からたくさん人を出しておりますし、現在、原子対策本部の本部長は経済産業大臣政務官がおりますし、様々な住民説明会などでも保安院の職員が対応しております。現地には保安院の次長も発災以来駐在しておりますし、したがって原子対策本部のメンバーとして、あるいは生活被災者支援チーム、原子力被災者生活支援チームのメンバーとして、これは組織上は内閣府でございますけれども、そういった形で少なくとも辞令上も内閣府に対する併任がかかってその実際の除染の検討などにも、参加はしているという事でございます。

Q：是非次回にですね、経産省からそういう関係で何人の人を、併任を含めてですね、協力されておられるのかをですね、数字を出していただけらたらと思います。私が多分誤解をしてるんだと思いますんで、私は国家の建前どうか知りませんが、東電と同罪だと思ってるものですから、なぜ経産省がですね全面でやらないのかがよく分からないんですね。だけど、それがさっきおっしゃるような法律上できないのならば、運用としてやっておられる訳でしょうから、その人数とか出していただけたらよろしいんじゃないですかね。

A：（保安院）解りました。確認してみます。

○司会

それではご質問のある方。そちらの男性の方と、そちらの後ろの今お話された、さっき手上がりしましたけど。前の席の。前の段で一番後ろの席の右から二番目の方。もうよろしいですか。お話ししちゃってますけど。よろしいですか。先ほど手上げましたけど。お二人続けてお願いします。そちらの方から。

○読売新聞 佐藤

Q：読売の佐藤です。すみません。キセノンの関係で質問というよりは、すみません要望なんですけども。先ほど東京電力から当初、朝日さんも同じような事指摘されてましたけども。自発核分裂の言及がなかったというような言い方がありましたが、今当日のやり取り確認しましたけども、自発核分裂については別に言及がなかった訳ではなくて、あの時点ではこういう定量的な評価ができていないので、正直言うとどっちだか判断する根拠がありません。だから、保守的に考えて臨界の可能性を考えて、ホウ酸を注入したと言う事だったので、その説明のしかたそのものがですね、悪かったという事ではないと思うんですよね。おっしゃられるとおりに、十分な情報を迅速に出すことによって、無用な混乱を避けるという事は我々も、全く同じ思いなんです。かと言って今回の事故の場合、事故直後と状況が違うとはいえですね。事態をずっと過小評価してきたというのが結果なので、そういう意味合いで、今回の場合、逆に言えば夜、ああいう形でホウ酸を注入して、ああいう連絡があったならば、逆にレクや説明をですね、もっと朝早い時間に前倒ししてやっていただくとか、そういう対応が必要なのであって、別にああいう説明をした事自体がですね、問題があったとは、私は感じていないんですよね。なので、迅速で正確なというのは必要だとは思いますが、だからといって判断がつくまで今後何かあった時にですね、情報を差し止めるという事の方が、かつて事後評価として、過小評価、いろんな物の評価が十分されないで、次々に事態が悪化していった事を考えると、とにかく情報をまず迅速に出していただくという点に関しては今後も引き続きお願いしたいという、これは要望です。

○司会

それではそちらの方。

○共同通信 宮崎

Q：はい。共同通信の宮崎です。キセノンの検出の関係で伺います。今後のそ

の中長期的安全対策に与える影響について伺いたいですけれども。この問題がある以前と現在検出された後とで、その安全対策に対する考え方で大きく変わるような部分というのはありますでしょうか。例えば、どのくらいの濃度が出たら臨界を判断するかとかですね。あと今、情報提供のその在り方ですとか、その辺りちょっと影響が出てくるような部分っていうのを、ちょっと上げて説明していただきたいんですけれども。東京電力さんと保安院さんと両方お願いします。それから園田政務官に、先ほどキセノンの関係はステップ2の終了には影響しないというふうに伺ったんですけれども、その理由をもうちょっと端的に説明していただきたいんですけれども。お願いします。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども。まず大きな設備的な対応といたしましては、現在原子炉への注水のシステムに関しましては、常用それから非常用、更には消防車等の注水のライン。それからそれぞれのバックアップもできておりますので、今後、より信頼性を高めて維持していくかというような所が、課題ではないかというふうに思っております。それから臨界関係に関しましては、現在ホウ酸水をタンク、あるいは粉末といった形で保持しておりますので、そういった所をいかに今回のようなケースがあった場合に、迅速に注入していくかというようなところが、訓練等通じて確保していく必要があるかと思っておりますけれども。特に何か今回の件でですね、設備的な大きな追設が必要だとか、改造が必要だというようなところまでは、考えておりません。ただし、今回はっきり分かったのが、やはり格納容器ガス管理システムが設置された事で、10のマイナス5乗といった低いレベルの放射性物質の核種まで分かるようになったって事は、一つの成果ではないかというふうに思っております。保安院さんの方の今後の対応の中にもございますとおり、こういった格納容器ガス管理システムを使った測定、それから監視の計画をきちんと作って、予兆といいますか。格納容器内あるいは原子炉の中で、どんな事が起ころうとしているかについての予兆管理みたいなのは、少しこういった設備に有効なんではないかというふうに考えております。その辺の所が、今後の対応すべき課題ではないかというふうに思っております。

A：（保安院）保安院でございますけれども。今回のキセノンの検出が、何か今後の対策に影響を与えるかっていう事でございますけれども。自発核分裂につきましては、どのような普通の原子炉でも起こる訳でございますので、これが直ちに何か影響を与えるっていうふうには考えておりません。また、臨界の防止っていう観点ではこの10月3日のですね、指示文書の中でホウ酸水

注入について、きちっと報告するようにと指示をしておりますので、この中できっちり対応していただければ、十分で、その評価次第でございますけれども、それで十分だと思っております。

A：（園田政務官）はい。冷温停止状態を年内に達成をし、そしてステップ2の終了を私どもとしては達成をしたいというふうに、従前より皆さん方に申し上げてまいりました。その状況でいきますとですね、圧力容器の底部の温度が100℃以下になり、そしてまた新たな追加的ですね放射性物質の発生を抑制するというところが、そしてまたそれが中期的にですね安全に確保されているという状況を私どもとしては作るんだというふうにずっと申し上げてまいりました。そういう面で申し上げればですね、当然ながら今、皆さま方にお伝えさせていただいておりますけれども、容器の温度であるとか、あるいは圧力であるとか、あるいは吸水ノズルの温度も含めてですね、様々な観点から検討させていただいて、それが冷温停止状態にあるというところが確認をされ、そしてまた他の状況も中期的な安全が確保されるというふうに判断、評価がされればですね、当然ながら年内にこれが終了するという形にはなると思います。

Q：松本さんに追加で伺うんですけども。予兆を速やかに把握して管理するという課題なんですけども、これは近くその出されるその施設運営計画の中に盛り込まれるという事でよろしいでしょうか。

A：（東電）はい。どの程度の内容が記載できるかまだ詰めている段階でございますけれども、こういった徴候監視等に関しましては、少し保安院さんのこのご指示にもあります。測定方法と監視の計画について、きちんとご説明したというふうに思っております。

○司会

他にご質問ある方。そちらの真ん中の赤いシャツの男性の方と、そちらの女性の方。それと、そちらの隣の男性の方ですかね。女性の方。すいません、ちょっと人の影で見えないんです。三人、続けてお願いします。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども。園田政務官に。先ほどのちょっとすいません。何度も繰り返しで申し訳ないのですが、確認できればと思うんですが。無用な不安というお話があったんですが、これはお答えがなかつ

たので教えていただければと思います。具体的に何を指すのでしょうか。それから今回の件、政府としては何が問題だったのでしょうか。それからですね、もう一点、同行取材の件。私フリーランスなので、当然今回の枠からは外れているんですけども、先ほど原発内を自由に見ていただく為に撮影物を事後のチェックにした方がいいというお話ありましたが、自由に見ただけなのというのは、これは取材者が中を比較的自由に動けるという意味何でしょうか。ちょっとその点を確認できればと思います。それから東京電力松本さんにお伺いしたんですが、これも何度も出ていて再確認になって申し訳ないんですが、作業員の方への補償なんですけれども、今後その長期的に見て何らかの形で、例えば健康に影響が出た場合に東京電力として永続的に補償していくという考えは、これはないのでしょうか。ちょっと確認できればと思います。お願いします。

A：（園田政務官）まず無用な不安を抱かせないよという意味は、先ほども申し上げましたけれども、臨界というような状況があるんじゃないかというところが言わば大々的に報道ベースの中に伝わってしまったというところは、私どもにとりましては言わば私どもの考えとは違う方向に報道が出されてしまったんじゃないかというふうに考えております。それによって何か不安を抱かされてしまったんじゃないかという推測のもとに申し上げたことでございます。それからあとは同行取材について、自由に歩けるというふうに申し上げたわけではなくて、比較的、大臣の視察に記者の方々がついていただくと、その中に自由に撮影をしていただく、その範囲内で自由に撮影をしていただくというところを当初は念頭に置いていたということをお知らせしたわけでございます。

Q：すいません、今の関係で。そうすると政府の考えと違う報道であったので不安を抱かせたと、そういうことなんですか。先ほど園田政務官は正確な情報をスピーディに伝えることが大事という意味ですが、この正確な情報というのは政府の考えであって、その他の考えというのは正確な情報ではないというふうに捉えられるんですが、ご説明いただけますか。

A：（園田政務官）結果的に臨界という状況があるんじゃないかというふうに報道をなされてしまったので、私どもその臨界があるというようなことを申し上げたわけではありません。したがって、その辺は正確な情報を発表できるように心がける必要があるんじゃないかというふうに考えております。

Q : すいません、臨界と言ったのは何もその政府だと言ってるわけではなくて、その可能性があるという形での報道であったわけで、それが間違っていたからどうという話ではないと思うんですね。私が聞いているのは正確な情報の意味なんですけれども、議論になってしまって申し訳ないんですが、これは今後も政府の考えと違う内容というものは、正確な報道ではないというふうにまた改めて指摘されることというふうになるんでしょうかね、今後は。

A : (保安院) 少し保安院の方から補足させていただきます。今回のキセノンの検出についてですけれども、当然キセノン測定するという前にきっちりと当然自発核分裂があるなんていうことは、原子力技術者ならば誰でも知っている話ですので、そういうことをきっちりと評価した上で測定に入るのが当然あるべき姿ではないかと、そういうことを行わずにキセノンが検出されたということに対して、若干報道の在り方という問題があった。報道の在り方という以前にキセノン測定するのであれば、事前にどの程度のものが想定されるのかというものを評価していなかった、そういうことが一番の問題であったというふうに思います。

A : (園田政務官) お言葉を返すようで大変恐縮でございますけれども、木野さんの言わばご指摘は私ども政府の発表することが全てであって、それ以外は報道するなどと言っているのではないかとこのように私はとらえさせていただきましたけれども、そのようなことを申し上げているつもりはございません。私どもも慎重にしかも皆さん方に正確な情報をしっかりとお伝えをするというのが私どもの務めだろうというふうに考えておりますので、それをしっかりと皆さま方にはお伝えをいただけるようお願いを申し上げたいということを申し上げているわけでございます。

Q : すいません、今の言葉もちょっとよく理解が、私ちょっと理解が足りなくて申し訳ないんですが、政府の言っていることを我々が正確に伝えることというのが重要なんでしょうか、今の話だと。

A : (園田政務官) 正確な情報をお伝えいただけるように、私どもからお願いをさせていただいているということでございます。

Q : 正確な情報というのは政府が言っている情報が正確だということをおっしゃりたいんでしょうか。

A : (園田政務官) 政府として発表する以上は、より正確な情報というものを確認をさせていただく必要がございます。したがってこの場でいろいろなやり取りがあるのは私も承知をいたしておりますし、また記者会見の中で様々な可能性に言及することはあるかもしれません。しかしながら、だからこそ私もあらゆる可能性を事前に想定をさせていただきながら、しっかりと皆さま方には正確な情報をお伝えする、そういう形をしっかりと取っていかなければならないだろうということを申し上げているわけでございます。

Q : 分かりました。すいません、その情報の関係で 1 点だけ確認できればと思うんですが、初期の段階で SPEEDI の情報を公開せずに北西方向に逃げた方々に無用な被ばくをさせたことというのは、これは政府としてはそういった認識というのはありますでしょうか。

A : (園田政務官) 政府として今 IAEA にも報告をさせていただいておりますけれども、当然ながら様々なそういう SPEEDI も含めて器具やシステムをしっかりと正確に国民の皆さま方にお伝えできる状況があったにもかかわらず、それがなかなかできていなかったというようなことは反省材料として持っております。

Q : 分かりました。松本さんお願いできますか。

A : (東電) 東京電力でございますが、作業員の方への補償に関しましては、いろいろな事項あるいは災害のケースバイケースで様相が違いますので、それぞれに応じた責任の取り方はあろうかと思っております。

Q : 今後長期的に見て健康影響が出た場合というのは、それを証明する立証責任は今のところ作業員側にどうしても法律上はあるわけですがけれども、その辺を含めて幅広く補償されていくというような考え方というのは、今のところはまだ決まってないんでしょうかね。

A : (東電) 今のところ具体的な何か考え方が決まっているものではございませんが、いろいろなケースがあろうかと思っておりますので、その都度判断させていただければと思います。

Q : 分かりました。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりと言います。よろしくお願ひいたします。私もキセノンの関係でよろしくお願ひいたします。まず東京電力に。自発核分裂でない場合のキセノン 135 の生成の親核種であるヨウ素 135 もガス状で存在すると思われませんが、このガス管理システムにはヨウ素 135 はどれくらい検出されたんでしょうか。あと保安院と東京電力にお聞きします。専門家からのコメントの中で「ただし原子炉の中の燃料の分布や組成が分かっていない状態では」とありますが、東京電力と保安院では自発核分裂ではない場合のキセノン 135 の親核種であるヨウ素 135、その親であるテルル 135、これは半減期が 11 秒なのでほとんど存在しないと思われませんが、キセノン 135 の娘であるセシウム 135、その娘であるバリウム 135 はだいたい推測でいいですので、どれくらいの分布や組成とお考えなんですか。もう 1 つ、ちょっと私がお勉強で調べきれなかったものでお聞きしたいんですけども、キュリウム 242 とキュリウム 244 は主にアルファ壊変をしますが、だいたい何%の確率で自発核分裂をするんでしょうか。ご存知の方がおられましたらお願ひいたします。保安院に、その何%の確率かというのが踏まえた上で、例えばカリフォルニウムなどは主にアルファ壊変ですが、自発核分裂は 3%しかしませんのでだいたいキュリウム 242、キュリウム 244 の自発核分裂も相当低いと思われませんが、その相当低い自発核分裂でもガス管理システムで感知できるぐらいのキセノンが発生したということで、ではキュリウム 242、244 がアルファ壊変をして得られるプルトニウム 238、240 の量などの議論はされたんでしょうか。よろしくお願ひします。

A : (東電) 東京電力からお答えさせていただきますが、ヨウ素 135 に関しましては直接測っておりません。いわゆる化学的性質が出ておりますヨウ素 131 を測っておりますけれども、こちらは ND 検出限界未満という状況でございます。こちらはいろいろ原因があろうかと思ひますが、ヨウ素という比較的反応性の高い物質でございますので水と反応したり、あるいは壁等に付着している可能性があろうかと思ひております。こういったいわゆる燃料漏えい等を検知する上では、いわゆる希ガス、キセノンという、キセノン 135 ですか、キセノン 133、それから今回併せて検出いたしましたクリプトン 85 といったような核種がいわゆる早期検知ということでは有効ということで、これらが中心に分析をしているという状況でございます。それから、キュリウム 242 と 244 の自発核分裂の割合でございますが、こちら割合といいますよりも、いわゆる半減期がございまして、自発核分裂のいわゆる半減期がキュリウム 242 が 163 日位だったと思ひますし、244 が 18 年というような半減期で自発

核分裂を行ってまいります。

Q：それはアルファ壊変をして、プルトニウム 238、240 になる半減期ではありませんか。キュリウム 242、244 のそれぞれ 162。

A：（東電）それを元に中性子の発生数を計算して、ウラン当たり何個の中性子がでるかというようなところで臨界等の判断を行っております。

Q：半減期は存じているんですけれども、自発核分裂になるアルファ壊変ではなく、出量数が半分になる壊変は何%かというのをお聞きしたかったんですけれども。

A：（東電）当社ではちょっと今、データの方を持ち合わせておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。ヨウ素 135 もキセノン 135 も同じベータマイナス線ですが、これはガス管理システムで検出はされなかった、ND だったのか、検出をしていなかったのか、どちらでしょうか。

A：（東電）それはちょっと確認させてください。

Q：分かりました。

A：（保安院）ちょっと技術的なことなんで説明をしますけれども、キュリウム 242 の自発核分裂の半減期は 7×10^6 の乗年。キュリウム 244 につきましては 1.34×10^7 の乗年です。それと保安院の評価の中ではですね、先ほども報告書の中にも書いてございますけれども、キュリウムが自発核分裂して直接的に生成されたキセノンと今おっしゃられたようにですね、自発核分裂から直接できたテルル、ヨウ素のたどってきてですね、できたキセノン 135。これらの両者の割合、収率と言いますけれども、それを 7.5 というふうに評価して計算をしております。東京電力さんの方は、これは自発核分裂からキセノン 135、直接的に 135 しか考慮されていなかったようです。

Q：分かりました。ありがとうございます。キュリウム 242 と 244 の自発核分裂の半減期はかなり長いんですけれども、それなのにキセノン感知できるくらいの自発核分裂でキセノンが生成されたということで、キュリウム 242 と 244 の元の存在の概算のベクレル数などは出しておられるんでしょうか。

A : (保安院) 全て評価書の中に書いてございますので、読んでいただければいいと思いますけれども、当方の方は。

Q : この 3 ページの資料の分ですか。

A : (保安院) ええ、3 ページの資料の中の 2 ページ目にキュリウムのインベントリというふうに書いてございますけれども、原子炉停止直後のキュリウム 242 のインベントリですね、これについては 9.32×10 の 16 乗、244 については 3.87×10 の 15 乗、これを先ほど 260 日の指数関数ということで、こちらの方はアルファ崩壊の半減期で計算していただいて 260 日で指数関数で出すと。それに 7.5% の収率をかける、更にこれでキセノン 135 自身も崩壊しますので、その崩壊のですね、平衡を計算していただければですね、この結果ができますので。理系の大学生ぐらいが簡単に計算できるように全ての情報は開示させていただいております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。特に 2 号炉の核種組成などは現段階では出しておられないということでしょうか。推定で、この専門家の中に原子炉の中の燃料の分布や組成が分かっていたい状態というのは、実測で分かっていないということ、推定でも出しておられないということでしょうか。

A : (保安院) これは専門の方のコメントをそのまま出しておりますので、今、組成といいますと、組成は計算をすれば出てまいります。ただし、燃料の分布については分かりません。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○司会

よろしいですか。では、次の方。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども、まず一つは同行取材の関係なんです、方針が変更されたということで、先ほどの話ですと記者に見せる場所を事前に限定することにしたというふうに聞こえたんですけれども、もしそうだとするならば具体的にどのような場所を見せないというふうに考えられているのか手順

書の時にも東電側はこれは核防護上の問題があるとかいろんなことを言ったんですけども、最終的にはそんな問題はないということで全部開示されたんですが、東電がここは問題があると言っているところを全部見せないということになると、それは十分な情報公開にはならないんじゃないかと思うんですけども、その辺の具体的な説明をしていただきたいというのがまず一つです。

それから、キセノンの関係で、先ほど専門家のコメントっていうのがあるんですけど、すみません、ちょっと私送れて来たので分からないんですが、ここで専門家っていうのは具体的にはどういう立場の、もちろん名前を言っていたら一番いいと思うんですけども、つまり責任ある回答をするためには氏名がちゃんと分かって、こういう情報がいったいどこから来ているのか分からないブラックボックス的な形でこんな意見があります、あんな意見がありますと言うのでは、やはりちょっと信頼できない部分も有り得ますので、できればお名前を教えてください。もし発表されていたんだしたらあれですけども、もしどうしても名前が出せないというのであれば、少なくとも立場というか、どういうことでこのような意見を聴取するような立場の人なのかということをお願いしたいというのと、その関係で、その人はなぜ温度センサーや圧力センサーが具体的にどのような場所に設置されているかという情報を把握されていないのかな、と思って。これは保安院としては恐らく掴んでいらっしゃるんだと思うんですけども、それが伝わっていないというのは一体どういうことなのかなあ、というのが分からないので教えてくださいっていうのが2点目です。

3点目は、津波の関係なんですけれども、想定外だったかどうかという趣旨のところなんですけども、既に報道されていますけれども、フロリダ、マイアミの方で発表されたレポートでですね、10mを超える津波に襲われる確率が1%弱あるというふうに、東電の技術者自身がですね、作成したレポートにそういうことが書いてあるということなんですけども、それについてはIAEAに報告する際に政府として、保安院なのかどうかあれですけども、そのレポートをきちんと精査されて、その上でIAEAに対する報告を出されたんでしょうか。だとするならば、そういった具体的にどのような精査がされたのか教えてくださいとお願いします。以上の3点です。

A：(園田政務官) 私からは同行取材の件ですかね。まず、先ほど申しあげましたけれども、先に言わば撮影をしていただいて、最終的にどういった核物質防護上の問題があるかないか、であったら、その部分だけというところで、私どもとしては当初、その方が幅広く撮影していただける、見ていただける

のではないかなというふうに考えていたんですけれども、そうではないということになりましたので、そういった面では、事前にご指摘のようにある程度撮影ができるという状況の所だけを見ていただくということになったということでございます。

Q：ですから具体的に、どういう場所を見せないということにしたのかということを知っているんですけども。

A：（園田政務官）まさしく具体的なところは申しあげられませんが、当然ながら関係者と相談をさせていただいて、核物質防護上等の問題があるという所は、事前に、もう分かっている訳でございますのでその辺は見えないと、見ないという所に変更させていただきました。

Q：ですから、さっきも言ったように、東電側の説明でここが問題があるんだということについては手順書の時に明らかになったように、それは必ずしも客観的に判断してその必要が、その情報を出さないような必要がないんじゃないかということがはっきりしてる訳ですから、そこについてはどなたが判断するんですか。その見せないという場所をどこにするかということ、どなたが判断するんですか。

A：（園田政務官）失礼しました。見せないとするというふうに私、先ほど申しあげました、訂正させていただきます。記者の方が見る分にはいいのですが、撮影はご遠慮いただくというような措置をとったということでございます。その判断につきましては、当然ながら保安院も含めて現地に入っている検査官等と関係者の方々ともご相談をさせていただいて、今、調整をしている段階でございます。

A：（保安院）保安院でございます。先ほどございました専門家というのが誰かということ。これは先ほどもご説明をいたしましたけれども『中期的安全確保の考え方の適合に関する意見聴取会』というのをやっております。この委員名簿につきましてはホームページ上に公開されておりますが、10名の大学の先生方でございます。そしてその方からセンサーの具体的場所が設置されているかという情報が必要だと言われているのは、今の段階では先生にお示ししたいので、そういう情報を欲しいという要望をそのまま書かせていただきました。そして専門家の方のコメントの中で一番重要なところは〇4つ目でございますけれども、東京電力の報告書にあるように臨界状態で

1kW でどれだけのキセノンが出るという評価をして、そこからあまり考えられないというふうになったんですけれども、これについては多くの先生方から疑問が提示されまして、保安院の方としてもこの部分については臨界でないという判断はしないということにさせていただきました、以上です。

A : (保安院) 津波の件でございます。保安院からでございますが。今、ご指摘がありましたのは、確か 2006 年の東京電力による学会での発表だと思いますけれども、これについては保安院として承知しておりませんでした。今回、9 月の IAEA 報告書を作成する際には 2008 年に東京電力において津波の評価がなされていたことは言及しておりますけれども、この 2006 年については保安院として、その事実を承知しておりませんでしたので、この報告書には反映されていません。

Q : 9月の段階で、あのレポートを把握されていなかったというのですか、保安院が。

A : (保安院) はい、保安院としては把握しておりません。

Q : それはないんじゃないですか。だって毎日、どういう記事が載ったかというのはクリッピングして情報を共有しているんじゃないですか、それはおかしいですよ。主要な新聞に載った情報は全部クリッピングして情報共有してるんじゃないですか。少なくとも、この情報というのはロイターも出しているし、朝日新聞も出しているし、それはもう 3 月とか 4 月とかの段階で出ている話ですよ。それを 9 月まで知らなかったというのですか。

A : (保安院) 正確に申し上げますと、この学会、論文そのものを詳細には承知しておりませんでした。確か 4 月か 5 月に報道があったことは承知していたというか、承知していた者もいたと思いますけれども、学会での報告そのものを十分認識しておりませんでした。

Q : ごめんなさい、意味が分からないんですが。そうすると 6 月でしたよね、最初の報告書は。6 月にも間にあったと思うし、9 月にも間にあったと思うんですけれども、その存在は知ってたけれども、あえてその内容についてきちんと精査することなく、あの IAEA に対する報告書を国として提出したと、こういうことですか。

A：（保安院）よく事実関係は確認したいと思いますけども、少なくとも保安院として 2008 年以前に、2008 年以前といいますか、2008 年に東京電力が評価されていたことも、たしか 8 月の報道で把握いたしましたし、その時点では十分認識はなかったと思いますけども、事実確認は確認しておきたいと思います。

Q：園田さん、こういう状況をどのようにお考えですか。先ほどから正確な情報だとか、スピーディに対応するとか言われてるんですけども、こういう状況、国として出すべき報告書について、そのような対応しかできてないという状況についてどのようにお考えですか。

A：（園田政務官）当然ながらですね、6 月の報告書でもそうでありましたし、9 月で大臣が IAEA に対して報告をさせていただいたところも含めて、今後もアップデートしていくものはしていきたいということは申し上げております。逐一その時点で把握できていなかった、あるいはそこに反映されていなかったというのは、往々にして後でそういった事実が分かってくるわけでございますけれども、当然ながらそういったことが必要なものであったというところで把握された時点で、次の報告に向けてまたアップデートしていくことを考えたいというふうに思います。

Q：いやーあの、これが後から出た情報なら、それはそれである意味仕方ない部分もあると思うんですが、そうじゃないというような今、私とのやりとりではっきりしてると思うんです。存在は知ってたけれども、それについて調べなかったということなんですから。そういう場合にボトルネックになる人がいるんだったら、その人を排除していただきたいわけですよ。そういう情報があるにも関わらず、それをきちんと反映できない人がいるんだったら、その人に対してきちんと指導していただきたいわけですよ。それが正に政治家としてここに来てらっしゃる意義だし、先ほどまどちらを向いて広報されてるんですかというふうに、情報発信されてるんですかという質問があったんですけども、それと同じことです。我々は官僚の代弁者として園田さんにこの席にいていただきたいくはないんです。むしろ我々の質問等を通じて得た情報を基に、この点はおかしいんじゃないかということをしきりと指摘されて、二度とそういうことが起きないようにすることを期待してるわけですから。今みたいに、なんか起きたことだから仕方ないんだみたいなことじゃなくて、原因を突き止めて、こういうことが起きないようにきちんとするんだということを言っていただきたいんですけども、そういうふうな説明

は出来ないんですか。

A：（保安院）すみません、まず保安院の方から少し補足します。私の説明が不十分だったので、少し私自身が認識しているところを申し上げますと、私自身は最近の報道で知りました。その際に調べた結果、既に4月か5月だったと思いますけれども、報道がなされていることを私自身は知りました。したがってその段階で保安院としてどの程度認識していたのかまでは、これは確認してみたいと思います。少なくとも私自身が、この2006年の学会での論文発表について認識したのは9月のIAEA総会の後でございます。また早い段階でどういう情報を共有していたか等については、分かる範囲で確認してみたいと思います。以上でございます。

Q：いや、あのですね、さっきも言ったように毎日クリッピングしてるわけですから、知らなかったということは有り得ないわけですよ。にもかかわらず、そういう中途半端なお答えをされるから、まあいいですけど、じゃあ調べてお答えください。その上で園田さんにまた、それについてのコメントをいただければと思います。以上です。

A：（園田政務官）そうですね。今、日隅さんのおっしゃっておられることは、当然ながら私どもも細心の注意を払いながらそういうレポートというものはやらなければならないというふうに考えております。そういった点で十分ではなかったというご指摘でありましたので、当然そのことについても、あるいはまた今後IAEAに対して、あるいは国際社会に対しても報告をアップデートしていくつもりでおりますので、その時には、また今回のことも教訓とさせていただきます。しっかりと取り組んでいく所存でございます。

○司会

ご質問ある方。では、こちらの男性の方、あと後ろの男性の方。それと、こちらのお二人くらい横の方、3人続けてお願いします。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。園田さんに三つなんですけども、まず1点目は前回10月31日の記者会見の運営の公正さについてなんですけれども。10月31日の記者会見で園田さんが放射能汚染水を飲水されたんですけど、この通知というのは記者クラブにだけしか行われなかったんですね。この14時

25分に統合対策室から来たメールによるとその飲水するという話も全然ありませんですし、園田さんは16時45分にみえられるということだったんですが、我々フリーランスはそれしか情報がないですから、それに従って16時45分に来たところ、もうその飲水は終わっててですね、撮影することも出来ない。そもそも飲水するっていうのであれば、その撮影機器等を我々も用意して来なければいけないんですが、こういうようなクラブにしか通知しないということであると、我々撮影機器を持ってくることも出来ないというのは非常に不公正な運営がされたということは、どういうことなのかというのが1点です。2点目の質問がですね、この放射能汚染水の検証についてですけども。当初から、園田さんがこの放射能汚染水を飲水するという話が出たときから、ミネラルウォーターにすりかえるんじゃないかって話はずっと出ていて、その過程で現地でも園田さんが飲水して我々が同行取材するという話も出てたんですが、結局のところ水を取り寄せるということになったんですが。それで10月24日の、つまり飲水すつ一つ前の記者会見で、園田さんはいんちきはさせないということをおっしゃって、その水くんでいるところだとかそういうところは全部ビデオ撮影しているので、その無編集ビデオを提出するというのを何回か約束されているんですけど、その無編集ビデオを提出していただきたいというふうに思います。やはり私もこの件に関して園田さんに最初、実際に飲まれますかということを探ねたという経緯がありまして、当事者的に取材をいくつものメディアでこの間受けましたけれども、特に海外メディアの反応を見ますと、これがどうして実際の汚染水だということが担保されているんだという質問受けますから、やはりこれはきちんと無編集ビデオを出すと約束しているわけですから、それを出していただきたいということ。その検証についてはですね、園田さんがお飲みになったということと同じだということで、サンプルを用意していただいて、前回記者会見終了後に東京電力が配布したと思いますけれども、分量が150cc程度しかないものですから、私もいろいろ検査機関に聞いてみて、多分他社の人も同じようなことやったと思いますけれども、放射性物質の検出にはやはり2Lだとかですね、かなり分量が必要なんですよね、検出するのに。実際に東京電力の方も、何リットルかの水を使って検査したというふうに前回の記者会見でおっしゃられていたので、そうすると150ccだけ渡しても検査出来ないの分かりきっているのをですね、一応アリバイ的に渡して、これ検査できるものならしてみろとみたいな感じだと、これは最初からいんちきじゃないかというふうに思われます。なので、今更また同じ水というわけにもいかないんでしょうけど、取りあえず2リットル、ペットボトル1本で済む話なんですから、これを希望する報道機関には提供していただきたいということ。あと3番目の質

問が飲水そのものについてなんですが、先ほど言ったような経緯ですね、私、園田さんが実際に飲まれたところを見てなくて、園田さんが飲み終わったところに私入ってきてるわけですけども。家帰ってから、これに関する報道いくつも見て映像も見ましたけれども、報道されてますけれども、園田さんかなりボトルからコップに汚染水注ぐ時ですとか、飲む時に手が震えていたのは事実だと思うんですよね。これはご自身でも映像見られたと思うんですけど、となるとそれだけ手が震えているということは、やはり潜在意識と言うか、そういうところでやはりこれは非常に危険なものだという思いが手の震えに現れていたと思うんですが、どうなんでしょう。それとあと、それに関連してなんですが、実際飲まれた時に味とかですね、臭いとかそういうのはどうだったのかっていう話が出てなかったような気がするんで、それは個人の感想になりますけどどうだったのかと、現在に至るまで、体調とか特に変化がないのかということ、この三つです。

A：（園田政務官）いろいろご指摘をいただきました。まず、記者会見の運営の在り方ということで、ちょっとどういう告知をしたのか分かりませんけれども、私自身はですね、いつものとおりの言わば記者の皆さま方にご質問に答えると同じような状況でございますので、あえて告知する必要はないと思っておりましたけれども、どこでどういう形で告知したのか、ちょっとそれは確認をさせていただきたいと思います。それから、ビデオについてはですね、私もちょっと勘違いをしております、この間お配りをさせていただいた写真という形で提供がなされたというふうに理解をいたしております。私が思い描いていたのは、恐らくそういうふうに撮っているだろうというふうにお答えをさせていただいたんですけども、実際はビデオ撮影ではなくて写真撮影であったということでございます。そして、水の提供でございますけれども、言わばこのことに関してですね、また作業員の方々をあそこに出向かせて、そしてまたそれによって被ばくをなされるということを考えてですね、そのことについてはですね、少し考えさせてください。そして、手が震えたということでございますけれども、したがって言わば私もどちらかと言うとあがり症でございますので、あれだけ多くのカメラに囲まれたというのは今まで政治家をやっても初めての事でございます。それで、少し緊張したんだろうなというふうには思っております。そして、また臭いであるとか味については特にございませんでした。煮沸した後の水でありましたので、少しぬるま湯であったのかなというような形でありましたので、その後の体調についても、ご心配頂いてありがとうございます、何もございませんで、そのことだけお伝えさせていただきます。

Q：味と臭いについてだけ聞きますけど、今先ほど飲んでいたペットボトルのミネラルウォーターと比べてどんな感じなんですかね。

A：（園田政務官）さほど違いはなかったと思います。

Q：分かりました。

○司会

すいません。次の方ご指名させていただいているんですが、東京電力の方から今日の状況のデータが来ておりますので、まずそちらの方説明させていただきます。その後引き続き質疑に戻らせていただきたいと思います。

<プラント状況について>

○東京電力

それでは、東京電力から最新のプラントの状況についてご報告させていただきます。原子炉への注水ですけれども、17時現在1号機は7.8m³/h、2号機は給水系から3、炉心スプレイ系から7.3m³となっております。3号機は給水系から2.3、炉心スプレイ系から8.0という状況です。格納容器内の窒素ガスの封入ですけれども、17時現在1号機の格納容器圧力は121.7kPa、2号機118kPa、3号機101.5kPaでございます。2号機の格納容器ガス管理システムの出口の水素ガス濃度は17時現在、2.4%です。使用済み燃料プールの循環冷却です。17時現在、プール水温は1号機22.5℃、2号機26.6℃、3号機は停止前の温度といたしまして24.8℃、それから4号機は32℃でございます。なお、3号機現在ストレーナーの清掃作業を行っておりますが、まだ終了したというような連絡はまだ受けておりません。それから、タービン建屋の溜まり水の移送です。2号機、3号機から雑固体廃棄物減容処理建屋の方への移送は継続中です。建屋の水位です。プロセス主建屋の水位は16時現在、3,535mm、午前7時と比べますと43mmの低下、雑固体廃棄物減容処理建屋は3,267mm、午前7時と比べますと129mm上昇、サイトバンカー建屋は0Pで4,368mm、午前7時と比べますと3mm上昇です。トレンチの水位です。16時現在1号機はダウンスケール中。2号機は3,016mm。3号機は3,200mmちょうどです。午前7時と比べますと2号機は4mm低下。3号機も3mm低下です。タービン建屋の水位です。1号機3,821mm。2号機3,034mm。3号機2,955mm。4号機2,996mmとなっております。午前7時と比べますと、1号機は18mm上昇。2号機4mm低下。3号機5mm低下。4号機3mm低下です。原子炉建屋地下1階の水位です。

これも16時現在、1号機は4,500mmちょうど。2号機3,124mm。3号機3,144mm。4号機2,999mmです。午前7時と比べますと、1号機は23mm上昇。2号機9mm低下。3号機3mm低下。4号機22mm低下です。作業の状況です。循環型海水浄化装置につきましては、本日午前10時に運転を再開いたしております。それから、原子炉のダストサンプリングでございますが、3号機は明後日11月9日に実施する予定でございます。水処理装置の運転の状況につきましては、大きな変更ございません。東芝製の3B、3Cの運転再開につきましては、現時点ではまだでございます。水処理装置の運転実績ですけれども、本日の12時の時点での淡水化累積処理量は、ROの2番3番を使いまして、61,970トンとなっております。蒸発濃縮式は、こちら本日12時の時点で、2,143トンという状況でございます。ベッセルの交換につきましては明日、キュリオン側Hベッセル2塔の交換を行う予定です。サリー側は予定ございません。プラントの状況につきましては、以上です。

○司会

それでは、質疑を継続させていただきたいと思います。先ほどご指名しましたそちらの方、お願いします。

<質疑応答継続>

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしく申し上げます。回答する記者団の佐藤です。質問が二つあります、東京電力の一つと、園田さんの一つ。まず、東京電力の方にお聞きいたします。7月、8月の頃なんですけれども、原子炉建屋のトップダウンベントについて説明がありましたが、1号機に付けられている建屋のカバーには、トップダウンベントに相当するような機能というのがあるのでしょうか。あるいはそのカバー、トップダウンベントの必要性が生じたときに、カバーがその妨げになることはあるのかどうか、ちょっとこの点お聞かせください。それと東京電力にもう一つお願いいたします。カバーの関連なんですけれども、事故前の建屋の気密性と今のカバーの気密機密性というのが、どの程度違いがあるのかどうか。ちょっと変な質問だと思われるかもしれませんが、もしカバーの気密性がゼロなので比較にはならないということでしたらば、その旨お答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

それと園田さんに、先ほど木野さんとのやり取りとも関連するんですが、無用な混乱ですとか、正確な情報を伝えていくといった部分で、園田さんが政府としてあらゆる可能性を想定しながら情報の吟味というんでしょうか、検討していくというふうにおっしゃっていたんですけれども、あらゆる可能性を

想定しているというのが本当なのかどうか、お聞かせいただけませんかでしょうか。以上です、よろしくお願いします。

A : (東電) はい。東京電力からお答えさせていただきますが、トップダウンベントなるものが、ちょっと分かりませんが、いわゆる原子炉建屋の、今回の津波の対応といたしまして、柏崎では教訓ということで建屋の天井と言いますか、原子炉建屋の屋上に繋がる所にベント管を設けるということで工事を進めております。そのことだと思いますが、現在 1 号機で付けておりますカバーに関しましては、気密性は確保されておられませんので、中から気体が漏れ出てきたような場合には、パネルの隙間等から漏れていくというふうに考えております。また気密性の性能に関しましては、通常の建屋ですと換気空調系で引っ張る流量分だけ建屋の内側が負圧に保つことができるぐらいの気密性を有しております。したがって今のカバーに関しましては、気密性はほとんどなく、いわゆる大気圧と同等のレベルでございます。

Q : 分かりました。有難うございます。園田さん、お願いいたします。

A : (園田政務官) はい。失礼しました。政府としてあらゆる可能性というのは、当然ながらやっておかなければいけなかったわけでございますので、それが十分な形で今回できていたかどうかは、また今後の検証になるかなというふうに思っております。したがって、先ほど保安院からもお話がありましたように、今後どういう形のものが事象として考えられるかも含めて、様々な観点から検証をしていくことになろうと思っております。

Q : すいません。あらゆる可能性の想定というのは、今回のキセノンの関係では、十分ではなかったということではないのでしょうか。それとも、あらゆる可能性をしっかりと検討した上での公表というのでしょうか、情報提供になっていたのかどうか。

A : (園田政務官) 私ども政府として何か考えがあったのかということではなくて、今回の事案については東京電力の中において、そういったことがなされていなかったのではないかと、ということをお伝えをさせていただいたということでもあります。

Q : 分かりました。そうしますとちょっと話がそれる部分もあるんですけども、例えば東京電力の方、あるいは現地にいる保安検査官の方から情報があ

って、それをどういった事象が考えられるのか。分析する上で、いろいろな可能性というのは検討されるかと思うんですけど、そのいろいろ可能性を検討された中で、公表されるものは、これが正しいだろいうという、園田さんの言葉で言えば、無用な混乱を防げる、正確な情報のみを提供されてきた、そういうことでいいんでしょうか。

A：（園田政務官）当然私どもの評価という形で問われたときには、そのような形で関係機関が専門的な知見に基づいて、あるいは時にはさっきのお話ではありませんけれども、専門家やあるいは原子力安全・保安院であるならば、機関として今度は安全委員会に対して判断を仰ぐということはあったと思います。その上で政府として、こうではないかという判断がなされた時に、そのようなより正確な情報ですという形で公表してきたと思っております。

Q：分かりました。今後の要望ということでもいいんですけども、公表された正確な情報とは別で検討されたその他の可能性というのも情報提供いただけませんかでしょうか。

A：（園田政務官）それはですね、いわゆる行政情報の中において、作成過程の情報でございますので、それを全て公開ということにはならないと思います。

Q：ただ、これまでの感じですと、報道ベースということをおっしゃいましたけれども、その報道ベースに載るものと載らないものとの区別で、載らないものというのがやはりなかなか出てこないの、それはちゃんと開示して欲しいと思っています。

A：（園田政務官）情報開示の観点で申し上げます。

Q：情報提供ということで結構です。

A：（園田政務官）情報提供ですか。情報提供という観点でも、当然ながら策定過程のものについては、私どもとしては情報として提供するつもりはないということだけ申し上げます。

Q：つもりはない、とおっしゃいましたか。

A：（園田政務官）はい、そうです。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

では、次の方。

○NHK 横川

Q：NHKの横川です。2点、園田さんにご意見お伺いできればと思います。今回のキセノンの関係でお伺いしたいんですけども、今回キセノンの一連のニュースの中で、結局現状で使われている機器で、ある意味把握できている情報というのが限定的である。つまり炉の状況がどうなってるのか意外と分かってないということが、ある意味分かったと思うんですけども、それを鑑みた時に、非常に内部の状況、例えば格納容器の燃料の状態が分からないということも含めて、まだまだ分からない情報が多いという中で、内部の状況があまり分かっていない段階で、ステップ2の目標として設定している冷温停止状態という、その名称の呼び方というのが、恐らく皆さんが政府として目指している状態というものと実態とそぐわないというんでしょうか。名称の呼び方としてあまり似通ってないというか、実態を表してないというふうに考えられるところもあると思うんですが、以前別のフリーの方からもご提案があったとは思いますが、呼び方というのをもう少し実態、目指しているゴールの実態に合うような形に変えてみたらどうかと思うんですが、その辺りのお考えはいかがでしょうかというのが、まず1点。あと、これに関連するんですけども、今後恐らくステップ2が終わった中で、その警戒区域の見直しという作業に入っていくと思うんですが、もう少しその要するになかなかデータが揃っていない現段階という状況を見た時に、もう少しそのデータがしっかり揃った段階でそういう事を検討した方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、例えばその機器類を整備していく中で、もう少し炉の状態、中の状態が分かかってからというふうな事を考えた方がいいと思うんですが、その辺りについてのご意見はいかがでしょうか。

A：（園田政務官）はい。炉内の状況がですね、把握しきれていないのではないかと。そしてまた、冷温停止状態というものを名称変更といいますか、もう少し正確に炉内の状況を表す言い方というのは、確かに今の段階ではですねこの冷温停止状態、ステップ2の目標の一つの大きな私どもの言わば事象といいますか、そういった事は当然ながら、今後もそういった事象に向けてですね、頑張っていかなければならないというふうには思っております。その上

でありますけども、名称変更にどれだけの意味合いがあるのかというところからすると、私どもとしては、このいわゆる水素爆発であるとか、あるいはそういった危険な状況にならないような形を今後も作っていかねばならないという事でありますから。当然ながら、循環注水冷却は現在のところはうまく機能しているというところからすると、炉内の状況がどういう状況であったとしても、それがまた爆発というところにはいかないと、いうところの判断は一定の評価はできるであろうというふうな判断の中で、このステップ2というものが設定をされているというのは、ご理解を頂きたいと思っております。したがってですね、読み方を今すぐ変える事にどれだけのものがあるのかというのはちょっと、考えさせてはいただきたいと思っておりますけれども。何れにしても、冷えた状況をですね、安定的にこれを維持していかねばならないというところは繰り返して恐縮ですけれども、私どもが目指しているまず、大きな事象であるという事でございます。それから、区域の見直しに関連いたして、データの揃ってからという事でもありますけれども、現段階においてはですね、更にいろんなデータというものは私どもとしても欲しいのは、当然ながら考えて行きたいと思っております。考えておるところでございませぬけれども、今の現状の中において、あらゆる角度から検証ができるというような形をですね、作ってきたというふうに思っておりますので、今の現状の中において評価できる最大限のところを捉えて、今後も評価をしていきたいというふうに思っております。したがって、現状では不十分ではないのかという、皆さん方からのご指摘なのかもしれませんけれども、当然ながら、もっともってですね温度計があったり、時には原子炉の中身が完全な形で見えたりというような形は、それは理想論としてはあるかも知れませぬけれども、現状において、それは困難な状況であるという事からすると現状の機器類において、より確実な評価を私達としては考えていくという事になってまいります。

Q：解りました。言葉の与えるイメージというのは大きいので、やはりその実態をうまく即した表現っていうのが、あって然るべきじゃないかなと思っておりますので、そこのところご検討下さい。あと、最後に1つだけ要望なんですけれども。先ほど、読売の方や朝日の方からもご指摘があったと思うんですが、その情報を出すという時にあまりの正確さというのを強く求めすぎますと、得てしてその出すタイミングが遅れるという事に繋がり兼ねないので、今はその事故当時の状況とは違うのは解ってはいるんですけど、一方で正確さだけを強く求めてしまうと、結果としてなかなか情報を出さないという事に陥りうる事ですので、あまりその正確さと速さというのは、相反する部分はあ

ると思うんですが、そこだけにあんまり強調せずに、しっかりした情報を速く出していくという事に、努めていただければと思います。こちら要望です。ありがとうございました。

○司会

他にご質問ある方。前の方と、後まだ一度もご質問されてない方。その後の方です。二人、続けてお願いします。最初の方。

Q：細野大臣の同行取材に関して、3つお伺いしたいんですが。それぞれの質問に。

○司会

お名前を。

○アジアプレス 綿井

Q：アジアプレスの綿井と申します。フリーランスです。それぞれ、東電の方それから園田さん、それから保安院の方、三人にそれぞれお答えいただきたいんですが、11月1日に発表されたこの同行取材何ですが、前日の31日の夜のこの会見の場でも、同じような質問が出たにも関わらず、皆さんの方から何の回答も、それから見通し等もなかったのはなぜなんだろうというのが1つです。それから、その発表された内閣官房から出たリリースを見ますと、内閣記者会と県政クラブと外国メディア代表取材になってますが、この選び方に関しては、誰がどのような基準で判断されたのか、それぞれお答えいただけませんかでしょうか。3つ目はですね、今回、12日に実施されますけれども。それ以降に関して、やっぱり敷地内の報道陣への公開ですね、これに関してこの統合会見の場で、どのような皆さんそれぞれですね、どのような頻度で、どれくらいの頻度で公開されていくつもりなのか、何らかの見通しなり、めどなりお答えいただけませんかでしょうか。その3つ、それぞれ見解をお聞かせ下さい。

A：（園田政務官）はい。まずこの件に関しては、恐らく内閣官房という点で私が一番責任の所在の中に近い人間でございますので、私から代表してお答えをさせていただきます。まず前日にですね、皆さん方からいろいろなご質問をいただいております。それまでも、この現場の公開といいますかその事についてですね、ご要望を頂いてまいりました。その事に対しては、私どもも真摯に受け止めさせていただいて、皆さん方にはできるだけ現場を見て頂

くような、あるいはそれを通じてですね、国民の皆さま方に公表をして頂けるようなそういう状況を作ってまいりたいというふうに考えてまいりましたし、今後も考えてまいりたいというふうに考えております。ただし、まだ先ほども申し上げましたけど、自由に皆さん方が入れるという状況ではございませんし、また皆さん方の被ばくやら、あるいは現場の作業の進捗状況という事を考えさせて頂きますとですね、残念ながら皆さん方に公表させていただくという事は、現段階においてもまだ結論が判断が出ていないという事でございますのでその点については大変申し訳ございませんが、ご了承を頂きたいというふうに思っております。それとは別にですね、大臣が視察に行かれるという事でございましたので、であるならば同行取材というような形であれば、入れるのではないかというふうに考えた次第でございまして、したがって言えば内閣官房の中において、これは大臣の視察でございまして、大臣の規定に従って関係のプレスのところには、お伝えをさせていただいたという事でございます。内閣官房の基準に基づいて行わせていただきました。それから、3点目の12日それ以降のですね現場の公開についても、一番最初に申し上げましたように今後も作業の進捗状況や、あるいは皆さん方のその被ばく状況も考えさせていただきながら、検討は進めてまいります。

Q：12日は園田さんも視察される訳ですよ。

A：（園田政務官）はい。大臣の視察に同行させていただきます。

Q：そうすると31日夜の時点で、細野大臣がその11月の12日に入るという事は、その31日の時点ではもう既にご存知であったということですか。

A：（園田政務官）調整の段階でございまして、最終的に決定であるということは聞いておりませんでした。当然それを、大臣が視察をされるという方向は私も当然ながら知っておりました。

Q：その段階では決定ではなかったんですか、31日の夜の段階では。

A：（園田政務官）当然当日発表になった訳でございまして、その当日が決定の日になると思います。

Q：それをこの統合会見の場で発表ないしは見通し等をですね、その日に質問が出ているにも関わらず説明する必要はないとお考えになったんですか。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、大臣の視察に対してご質問が出たというのは、私は承知をいたしておりません。

Q：今後の要望ですが、ちょっとそういった報道時の公開に関してはなるべくこの場で経過等をですね、逐一説明していただけませんかね。突然いきなり発表されてしかも、枠組み等も決められているというのはちょっと納得が行かないんですが。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、この場合は東京電力と私も政府の関係の事故収束に関する記者会見をさせていただく場であります。大臣の視察日程については大臣官房が行うことでございます。

○司会

それでは、そちらの男性の方。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが、保安院の森山さんか山形さんに一点だけ伺わせてください。先ほど園田さんのお話の中でもあったんですけれども、炉内の状況を直接把握するというのはなかなか難しい状況で、今ある機器で各自治体の評価をしたいというお話があったと思うんですけれども、専門家の方からもなかなか直接的に観測していくのは難しいので、間接的なデータを積み重ねていくのが重要だというようなお話とかも聞いているんですけれど、保安院としてそういった今ある機器というふうなので評価というのもあると思うんですけれど、今後その間接的なデータを更に深めたり増やしたりするためにどのような方策というのが有効だと考えられているのか、実際に今どのようなことを検討されているのかということをお伺いしてください。

A：（保安院）あの、まず我々が目指すところは、炉内の崩壊熱が適切に除去されていること、それからあまり蒸発を起こさないで、蒸発に伴って放射性物質が出ないように100℃を目安にしているということと、やはり一番大事なことは外部に影響を与えないということでございます。そういう観点から言うんですね、外部へ影響を与えるような原子炉内の温度の上昇ですとか、圧力の上昇、そういうものは確実に検知をして対策が取られるようになっていなければならないというふうに思っております。そしてそのような温度につきましては何箇所か何十箇所ですべて測っておりますので、そういうものを総合的

に判断して炉内が確実に除熱されているのか、崩壊熱が除熱されているのかということを見えていくべきだと思っております。そして今回のようなことがないようにといたしますか、どれ位の温度になれば注意をしないということでは、きっちりと定量的に定めていかないといけないというふうには思っております。さらに何か新しい測定機器が付けられるのかという問いに対しては現実的にはなかなか難しいというふうに思っておりますけれども、中のガスの状況なども把握、このように、2号機のようにキセノンの量が書かれたというのがございますけれども、これによって炉内の状況が分かったということでは全くありませんが、少しでも情報を入れる努力はしていきたいというふうに思っております。

Q：分かりました。そうするとステップ2の間で言うと機器の設置というよりも評価関係というふうなのを充実させていくといった理解でよろしいでしょうか。

A：（保安院）はい、そのとおりです。

Q：ありがとうございます。

○司会

他にご質問ある方。そちらの女性の方と後ろの男性の方。他にはいらっしゃいますか、ではそちらの男性の方3人続けて、4人続けてお願いします。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりといたします。よろしく申し上げます。まず園田政務官に、大手メディアとフリーランスへの情報の出し方について伺いたします。私は記者会見の情報を書き起こすのが3月4日によく書き起こして、今も続けているんですけども、福島第一原発内の取材を希望しているのは3対7の割合でフリーランスが多いんですが、なぜ今回フリーランスが取材に加われなかったかということ。そして、前回の会見で園田政務官は処理水を飲まれましたが、実は私もその時に10分ほど遅れてまいりまして、拝見してないんですけども、私は実は園田政務官が水を飲まれるのはお止めしたかったのですごく心外だったんですけども、その時に通常の会見よりカメラが4台多く、スチールカメラも5台多かったのですが、園田政務官自身あれだけカメラに囲まれたのは政治家として初めてと先ほど質疑の中でおっしゃられておりましたが、それに関しどういう告知をしたのか分かりませんとお

っしやられました。ですので、これは明らかにカメラ、スチールカメラの方がその映像を撮られた後帰られましたので、明らかに告知があったということです、きちんとご回答いただきたいと思います。そして、園田政務官がフリーランスはばらばらなので情報を1つの所に連絡したら済むという形でないから記者クラブの方に連絡するとおっしゃったときに、この統合会見だけでフリーランス連絡会というものを立ち上げたはずですが、なぜそこに一報なかったのかということもご回答いただけたらと思います。そして保安院の山形さんに。先ほどからおっしゃられております10月22日のいわきでありました意見公聴会に私も伺ったんですけれども、そこでの議事録はまだ公開されていないようですが、議事録若しくはまとめの資料などは公開されるのでしょうか。先ほどからおっしゃられております冷温停止について、九州大学の工藤教授、京都大学のあずま若しくはひがし教授、いわき明星大学のあずまかひがし教授、お二人とも同じだったのでどっちがどっちか忘れましたが、専門家として、これは冷温停止ではないとおっしゃられて、それに関して山形さんが冷温停止ではなく冷温停止状態といているとおっしゃって定義をご説明されました。興味深い議論がありましたので、これの議事録は公開されるのでしょうかよろしく申し上げます。そして東京電力の松本さんに、汚染水の処理用タンクは現在の残りの容量はどれくらいで、そして、あとどれくらいの期間でいっぱいになって、いっぱいになった後の計画はどのようなものか教えてください、よろしく申し上げます。

A：（園田政務官）まず大臣の視察にフリーランスの方が入っていないのではないかというご説明でございますけれども、私も完全に調べているわけではございませんけれども、大臣規定の中において、同行取材にフリーランスの方が内閣府の規定、あるいは内閣官房の規定の中に入っているというようには記憶しておりません。したがって、今回は大臣の視察ということでございますので、当然ながら通常の方々取材の方々にお知らせがいったものであると理解を致しております。それから、先週の月曜日に何か私どもから事前の連絡を大手メディアだけにされたというような状況ではないようであります。最終的にしっかり確認はいたしますけれども、私が聞いている限りにおいては問い合わせが政務官室にあったのは事実のようでありまして、そのメディアに対しましては本日用意ができておりますので飲む状況になるということをお伝えはしているようでございます。したがって何かどこかの機関に本日私が飲水をするということを組織的に流したということは一切ないということでございます。それから、フリーランスの連絡会になぜ一報しなかったのかでございますけれども、したがって私が積極的に行方を皆さん方にある

いは国民にお伝えするというような話のレベルではないと思っておりましてので、どこに私どもから積極的に誰か連絡をするというようなことは全く考えていなかったということでございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。前回 17 日の工程表ロードマップと同等のスチールカメラがこの会見室におられましたので、少々不思議に思いました。では、もし公表できればその問い合わせされた媒体が何であったかご確認してどうぞよろしく願いいたします。

A：（東電）東京電力でございますが、水処理関係のタンクの容量に関しましては毎週水曜日に週報という形で『福島第一原子力発電所における高濃度放射性物質を含む溜まり水の貯蔵及び処理の状況について』ということで公表させていただいております。3 種類の水がございますが、濃縮塩水の受けタンクは、現在の貯蔵容量は 85,600m³ うち 76,589m³ が使用中です。淡水受けタンクは貯蔵容量 17,700m³ に対し、8,008m³ です。それから濃縮廃液貯蔵に関しましては 9,500m³ に対しまして、現在 3,037m³ が貯蔵中でございます。こちらに関してましては蒸発濃縮、淡水に関しましては原子炉注水等に使用することで、建屋サイト内の再処理と言いますか、再使用を行っているという状況です。貯蔵容量に関しましても順次タンクの増設の方を行っておりますので、当面運用可能というふうに考えております。

Q：分かりました。濃縮塩水のタンクは、割ともう容量が 1 万を切っていると思われませんが、それはどんな形でのいっぱいにならないようなことを。

A：（東電）濃縮塩水に関しましては、今後蒸発濃縮装置を使いまして 3 割程度に減容と言いますか、体積は減る予定でございますので、濃縮廃液貯蔵の方に受け入れられるというふうに思っております。

Q：分かりました。4 割程度減るので大丈夫ということですね。ではそれぞれタンクがいっぱいになる現段階での予測の日にはちというのはいつでしょうか。

A：（東電）今のところ正式な予想は立てておりません。数ヶ月程度はもつのではないかというふうに思っております。

Q：数ヶ月程度ということで、その数ヶ月以降の処理策はタンクの増設。

A : (東電) 今後水処理装置の増設ですとか、あるいはタンクの増設等を考えていきたいというふうに思っております。

Q : 分かりました。そのタンクの増設は具体的にどのようなものがあるか教えていただけるとありがたいですが。

A : (東電) 現状作っております 1,000 トンタンクですとか、あるいは 100 トンの横型のタンク等を増設することになるかと思えますけれども、まだ具体的な計画までは作っておりません。

Q : 分かりました。海洋の方に汚染水を投棄する計画があるので、処理水の除去装置の実証実験をやっているということを知ったんですけども。

A : (東電) いわゆる汚染水に関しましては現在 10 のマイナス 2 乗から 1 乗程度の処理水と言えどもそれぐらいの濃度がございますので、更に低減できないかということについては検討中でございますが、まだ今のところ具体的な計画は持っておりません。

Q : 分かりました。ではこの先海洋の方に投棄する可能性も否めないということでしょうか。

A : (東電) こちらに関しましてはいろいろな処理の方法があろうかと思えますので、関係機関とよくご相談させていただければと考えております。

Q : すいません、それは可能性があるという認識でしょうか。

A : (東電) 可能性も否定しませんし、全く全部貯蔵するということでもないというふうに思っております。いろいろなご意見を承りながらプロジェクトを進めていきたいというふうに思っております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

A : (保安院) すいません、議事録の件ですけれども、通常第 2 回の時に先生方に見ていただきながらチェックを受けた後に公開をいたします。

Q : 分かりました。では 10 月 22 日の議事録の公開の大体の日にちをお教えい

ただければと思います。

A：(保安院)まだ分かりませんが第2回を近々やろうと思っておりますので、その時に。

Q 第2回の日を教えてください。

A：(保安院)まだ決まっておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官よろしくお願いします。情報公開の件ですが、これは大事なことです政務官引き続きよろしくお願いします。キセノンの件なんですけども、東電が公表した11月2日、記者会見のことですけども、11月2日には東電は午前中1.5時間、午後2時間、合計3.5時間にわたって記者の質問に対応されてました。そして全紙見ておりますけれども、それを受けての各報道も東電の発表に加えまして外部の学者にも取材して、様々な可能性を伝えておりました。しかしながら政務官はいやそうではないということなので、それほど重要な問題だというご認識があれば、今日ではなくてあの時共同会見を開くべきだったのではないのでしょうか。先ほど保安院の山形さんが自発核分裂に言及するのは常識的なこと初歩的なことだという趣旨のことを言われましたけれども、そういう思いが政府にあったのであればなおさら当日2日、政府は今のよう東電と並んですぐに共同会見を行うべきだったのではないのでしょうか。

A：(園田政務官)そういう意味では当然ながら私どもも速やかにそしてより正確な情報をお伝えするという事は、大変重要なことであるというふうに考えておりました。したがって保安院が当日はきちっとその記者会見をやらせていただいているということもありましたし、ちょっとすいません、他の機関も何らかの形で記者の方にはお答えをしているということは確かあったと思います、ちょっとその辺は確認をしておきます。

Q：というのは、それは承知しておりますけども、長官から保安院が東電の連絡を受けて迅速に対応しなかったということで、枝野大臣から保安院長に対して注意があったというのは承知してまして、これは納得いくんですけれど

も、逆に園田政務官が東電に対しても注意をされたという点が引っかかっているのが今申し上げてるんですけども、結局東電が政務官の言われるように無用な混乱、不安を与える可能性があると思ったのであれば、その時点でそれこそ不安がないということこそ政府こそあの時いち早く払拭すべきだったのではないかと思うんですね。具体的に言うと今調査中だけれども、ホウ酸も注入してますし温度も上昇していないので大事には至らないということこそ園田政務官から国民に向けてまず言うべきだったのではないかと、それが政務官のおっしゃる広報の役割だと思いますし、国民が政務官に期待しているところだと思うんですけど、この点いかがでしょうか。

A：（園田政務官）そういう面では大変重要視していただいております。今のご指摘は十分受け止めさせていただいて、私もそういう形で広報を努めていけるものであれば努めてまいりたいというふうに思います。

Q：ありがとうございます。

○司会

それでは次の方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけれども、先ほどちょっと第2回の意見聴取会と言われたのか委員会と言われたのか、その予定が決まってないというようなことを言われたんですが、山形さんの方で。いろいろ偉い方が来られるわけですから決まってないわけじゃなくて決まってるんですけども言わないんだろうと思うんですけども、得てしてあらゆる審議会等がそうですけれども、直前のそれこそ1週間ぐらい前とかそんな感じが出て、なかなか普通の方調整して出ることも難しいんですけども、決まってるんだったら予定変更があり得るんと言わないのかもしれませんが、大体これぐらいの日程で予定してますというのは言ってもいいんじゃないですかね。それを言わないっていうのはちょっと理解できないというのがまず1つです。それから2つ目は安全委員会が出された4月11日に100mSv以下は健康上問題ないんだというような文書、あるいは放射線影響学会が出している同趣旨の文書、先ほどから園田さんは正確な情報を速やかにということと言われるんですけども、誤った情報がいつまでも放置されているのはどういうことなんでしょう。これについては安全委員会の方でも表現は間違っているとされているんですけども、それについて実際に出ている文書上、インターネット上の文書上にこれの表現はこう間違っ

てるんだということを記載しないと、それだけ読んだ人はこれが誤った情報かどうか分からないので、それがまた間違った情報が伝わる原因になるわけですけれども、それをいまだに訂正されていない、放射線影響学会もこれも国の助成金が50%近く入ってるような所だけでも、いつまでも放置されているというのがどういうことなのかなという、先ほどからのご説明とちょっと違うんじゃないかなという感じがするので、どう対応されるのかなということをはっきりと言っていたいただきたいなということと、それからこの前聞いたんですけれども、支援チームの方が地元で健康影響に対して説明している際に使っている資料というものを実際に配布していただきたいということをお願いしたんですが、それはその後どうなっているのかなという、以上3点です。残りはまた後で聞かせていただこうと思うんですが。

A：（保安院）まず日程ですけれども、我々としてはできるだけ速やかにやりたいと思っております。できれば今週か来週やりたいと思っておりますけれども、第1回の意見聴取会の時に保安院からのいろいろな疑問点、また先生たちからの疑問というのが出ましたので、報告書を再提出するように東京電力に要請しております。が、その再提出がまだ出てきておりませんので日程が決められないという状況です。

A：（文科省）文部科学省でございます。日隅さんの方から前回財団法人の放射線影響学会のホームページのご指摘を受けました。確認したところ、事故直後に放射線の健康の影響について平易に理解していただけるようにということで、QA形式で載せておったようでございます。ご指摘を踏まえましてどう対応するのかを協会の方に現在指示しているところでございます。しばらくお待ちいただければと思います。

A：（園田政務官）すいません、先ほど安全委員会については先般も加藤審議官からお伝えしておりましたけれども、安全委員会のホームページ上は訂正をさせていただいているところでございますので、もう一度ご確認をいただければというふうに思っております。それから支援チームはまだちょっと確認をしておりますけれども、まだその回答がありませんので、回答があり次第お伝えをしたいと思います。

Q：原子力安全委員会の4月11日に出されているブリーフィングで、その配布資料として放射線防護の線量の基準の考え方というのがあって、それをクリックすると出てくるんですがそれは訂正されてないんですね。今現在私もチ

エックしてますけども。

A：(原安委)それについては当該部分の記述が間違っておりますというのをその資料の中に赤い字で大きく入れてます。

Q：そうですか。

A：(原安委)多分それは古いキャッシュか何かでご覧になってるのかもしれないです。最近新しくしました。

Q：分かりました。ちょっともう1回確認した上でということにします。

○司会

よろしいですか。では。

○フリー 木野

Q：すいません、度々フリーの木野ですけれども、まず1点園田政務官に。政府の防災基本計画あると思うんですが、これの原子力災害対策の部分に情報伝達、安定ヨウ素剤の服用に関する情報伝達について、安定ヨウ素剤を服用すべき時期についての情報が伝わるようにNHKなどの放送事業者に情報を提供して、情報を放送事業者からこの放送を行うようにするというような記載があるんですが、これはこういった情報提供、情報伝達の依頼というのは政府としてはされているのでしょうか。実際にしたのであればいつ頃かの時期も教えてください。それから文科省の伊藤審議官に。先ほどSPEEDIの情報をもとに3箇所を場所を決められたというお話が冒頭にご説明があったわけですが、その中でも特にその3箇所に絞られた理由というのはどういうことだったんでしょうか。実際にそのモニタリングカーで走り回ってSPEEDIの広範囲な情報をもとにするのであれば、その3箇所以外にも何点か計測をしているのではないかと思うんですが、もししているのであればデータを出してください、お出しいただけますか。それからその中で3箇所でピンポイントというのはもうちょっと具体的な理由というのがもしあれば教えていただければと思います。それから東京電力の松本さんに、前の話で恐縮なんですけど、4月3日に4号機のタービン建屋の地下で作業員の方が亡くなった件なんですけど、その後に8月にその経緯について少し説明をされているのですが、その中でいくつか疑問点があるので、お伺いできればと思うんですが、まず1つは屋内に関してはページングの避難指示の対象外だった

ということなのですが、その理由というのは津波が5.7mを超えて中にその建屋のところまで侵入することを想定していなかったという説明があったのですが、それでよろしいでしょうか。というのと、そのページングなんですけれども、ページングの内容というのはこれはどういうものだったのでしょうか。音声みたいなものなのか、それとも何かの音で知らせるのか、詳しいものが私存じませんので教えていただければと思います。それからもう1点、亡くなった作業員の方が出ていた警報の確認、警報が出ていたのでその確認に行ったということなのですが、この警報が最初に出た時間というのはこれは記録が残っていると思いますのでお示しいただけますでしょうか。以上お願いいたします。

A：（園田政務官）私へのご質問で防災基本計画の中に放送事業者、NHKとおっしゃいましたけれども放送事業者を活用するという事で、ちょっとすいません今手元にございませんで一度確認をさせていただきたいと思っておりますので、そういった計画どおりにあるいはどういう行動を行ったのかというところは確認をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

Q：分かりました。ちょっと1点だけ確認できればと思うんですが、防災基本計画というのはこれ政府の中ではどういう位置付けになっているのでしょうか。認識をお伺いしたいんですけれども、園田さんにお伺いしたいんですが、防災基本計画というのはどういう位置付けになっているのでしょうか。何か今回の原子力災害の中ではどういう位置付けでこれを使っていたのでしょうか、認識をお伺いできますか。

A：（園田政務官）すいません、災害対策本部とそれから原子力災害対策本部とありますので、原子力災害対策本部の中でどういう形で活用していたかというのは私も調べてみないと分かりませんで、大変恐縮でございます。官房と閣僚の災害対策本部でこれは認識しながら活用しているものであるということでございますので、それ以上私が何かその中に知れている状況ではないということだけ申し上げます。

Q：分かりました。ちょっとその位置付けをもし確認できれば次回で結構なんですけどお願いできますか。

A：（園田政務官）かしこまりました。

Q：伊藤さんお願いします。

A：（文科省）文部科学省でございます。15日の測定を行った3箇所の決め方でございますけれども、先ほど申し上げたようにSPEEDIの単位放出に基づく予測図をもとに、発電所から北西方向、したがって45度の角度ですね。こちらの方の20km地点、ちょうどそれが現地と言いますとたまたま屋曽根トンネルというようなところだったというふうに聞いておりますけれども、それをはさむ形でその付近手前1km後ろ側について測定をしております。これがその時に指示したと申しましょうか、実際に測定した場所を示したものでございます。なお16日以降引き続き20km30km圏内について測定をしておりますけれども、これらのデータについてはすべてホームページで公開しているところであります。

Q：分かりました。すいません、今手元にお示しいただいた資料というのは3箇所だけ点が打ってあって地名が入っていない、安全委員会でその後公表されたものですか。

A：（文科省）文部科学省の方で16日、ホームページに今載っておりますけれども、公開した日は3月16日付で、測定結果、何 μ Svであったかという情報と、それから今お見せしました地図上に測定した点をマークしたものを16日の時点で発表してございます。

Q：すいません、先ほど前後1kmという形だというお話があったのですが、そうするとこれは基本的には道路上ということになるんですかね。

A：（文科省）当時モニタリングカーで測定しておりましたので、道路沿いに測ったということでもあります。

Q：計測したのはその3点だけでしたか。

A：（文科省）そうです。

Q：それ以外の場所、ある程度走りながら取っていると思うんですけれどもデータというのは他にないんでしょうか。

A：（文科省）測定したデータはすべて公開してございますが、今申し上げた地

点以外はございません。

Q：分かりました。

A：（東電）東京電力でございますが、まず亡くなったのは、当社の社員2名でございます。それで地震後気象庁の方から大津波警報が発生されましたので、屋外にいる作業員の方に関しましてはページングという一斉放送、これは音声でございます。に関しまして避難指示を出しております。屋内に関しましては、当時は津波が建屋の中に侵入してくるということは考えておりませんでしたので、屋内に関する避難指示は出しておりません。それから発生した当時は、地震後揺れがおさまりましたので、当直員の地震後のパトロールに従事した際、4号機のタービン補機冷却系サージタンク、レベル低という警報が出ましたので、その対応に向かったものでございます。警報の発生時刻に関しましては、記録を再度確認させていただければと思います。

Q：ありがとうございます。すいません、建屋の中に浸入してこないという想定というのは、これは要するにその高さまで、まずその5.7mを超えてくることを予想していなかったということになるのでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：そうすると例えば、その建屋の付近にいた、建屋の付近の屋外にいた方というのは、避難先として建屋の中を選択するということはあるのでしょうか。

A：（東電）はい、建屋の中を選択することはありますけれども、建屋の中はいたるところから入れるわけではございませんで、いわゆるサービスビルというところを通過するところが必要になります。また、いわゆるPPのフェンスの外側であれば、事務本館あるいは企業センターさん、自分の所属する企業の建物の方に行くということになります。当時の津波警報は、確かプラス3mということで気象庁から発表されておりましたので、建屋の14、5mに達するような津波ということは考えておりませんでした。

Q：建屋の中が避難先になっているというのはちょっと理解できないんですが、基本的には5.7mを超えてくることはないという想定になるのでしょうか、そうすると。超えた場合は建屋の中、外、関係なく、その建物の中の低い場所

というのは当然危険があるわけで。

A：（東電）津波警報が出た場合には、屋外の作業員の方は全て退避の指示を出します。いわゆる建物の中に入れといいますか、屋外にいる作業員に関しましては建物の中に入ってくるということになります。入る箇所はそれぞれ1箇所でございますので、そこに向かって歩くということ、走っていくということになりますし、いわゆるフェンスの外であれば、事務本館ですとか各企業さんの自分の所属する事務所の方に戻るとということになります。したがって今回の建物の外でいわゆる亡くなった方ですとか、怪我をされた方はおりませんで、全員避難ができていたという状況になります。

Q：避難先としてタービン建屋の中を選択した従業員の方というのは、他にもいらっしゃったんでしょうか。

A：（東電）この方は避難をしたわけではございませんで。

Q：それは存じてるんですけども、たまたまタービン建屋の近くにいらっしゃって、その場合は建屋の中が安全だということであれば、その中に入ると思うんですけども、そういった方というのはいらっしゃったんでしょうか。

A：（東電）いわゆるタービン建屋の中に、いきなり外から入るルートはありませんので、いわゆるサービスビルというところを経由して中に入ってくるようになります。

Q：そのサービスビルを経由して入った方というのはいらっしゃるんでしょうか。

A：（東電）多分いるかもしれませんが、ちょっと数については把握できておりませんので、ちょっと確認させていただければと思います。

Q：一応確認なんですけど、津波が5.7m要するに建屋の立っている高さまで水が入ってきた場合でも、建物の中には水が浸入しないという前提だったんですかね、東電としては。

A：（東電）はいそうです。当時建物は10mの海拔のところにございましたし、津波としては5.7mという想定をしておりましたから。

Q：いや、ごめんなさい、建物の高さではなくて、建物のところまで水が仮に
来た場合に、その場合でも建屋の中には水が入ってこないという前提だった
んですかね。

A：（東電）いえ、違います。そもそも10mのところには建物の高さがありました
し、当時私どもは5.7mの津波の高さを想定しておりましたから、10mの高さ
のところまで水がくるということは考えておりませんでした。当然10mのと
ころに水が入ってくれば、当然開口部がございますので、そこから水が入っ
てくることになります。

Q：今のお話しですと、建物の高さには水は入ってこないということなので、
そういう意味では、その場に居た屋外の方々も避難する必要がないというふ
うに聞こえるんですけど、これどういう、なんか矛盾してるように聞こえる
んですけど、どういう意味でしょう。

A：（東電）違います。津波が来るかもしれないと、大津波警報が出ております
ので、屋外にいる作業員の方は全員避難の指示をするのが原則です。屋外で
10mの高さにいるからいいだろうということではなくて、屋外にいらっしゃる
方は全て退避しなさいということが今回の指示の内容です。

Q：そこには水が入ってこないという前提で、建屋の中が避難指示の対象外だ
ったわけですね。そういうことではないんですか。

A：（東電）そうです。屋内に関しましては当然地震後のパトロールもやる必要
がございますので、その時点では屋内に大きな津波の水が浸入してくるこ
とは考えてなかったということになります。

Q：であれば、繰り返して申しわけない、ちょっと理解が出来ないんですけれ
ども。要するに建屋のところまで、まず前提として水が入ってこないと、建
屋の高さまで水がこないという前提がまず最初にあって、だから建屋の中に
水が入ってこないの、建屋の中は避難の対象外というふうに今聞こえたの
ですが、そうすると、その高さに居る屋外の人達も別に逃げる必要はないと
いうふうに聞こえるんですけども。

A：（東電）逃げる必要がないということではなくて、当然地震があつて大津波

警報が出ておりますので、安全側の行動をさせるということが基本になります。屋外にいて大丈夫だよということではなくて当然。

Q：であれば、屋内に水が入ってくる可能性もあるわけなので、なぜそれが対象外だったのかがちょっと分からないんですが。

A：（東電）当然、屋内に関しましては、当時私どもとしては 5.7m という津波の想定高さがありましたので、水が 10m のところまで押し寄せてくることはないというふうに思っております。

Q：それは分かって。

A：（東電）屋外に居る人は、当然地震に揺れておりますし、大津波警報が出ているという状況ですから、そこにいていいというわけではなくて、当然避難させるべきだと思っております。

Q：ごめんなさい屋外ではなくて、屋内が避難指示の対象になっていないのが、ちょっと理由が分からないということなんですが。当然そこまで水がくることが想定されるのであれば建屋の中にも水が入るわけですし、なぜそれが避難対象外だったのかがちょっと分からないんですけれども。建屋の中が。

A：（東電）当時は津波の高さが 5.7m というふうに考えておりましたので、津波が 10m のところに到達して、実際に建屋の中まで水があれば大量に入ってくるということは考えてなかったということです。

Q：10m とは関係なくて、建屋の中に水が入ってこない前提が分からないんです。今のお話しだと、建屋のところの高さに居る外の方々というのは、当然水がそこまでくる可能性があるんで、避難の指示の対象になっているわけですが、建屋の中が対象になっていないということは、そこまで水が来ても建屋の中には水が入ってこないという前提だと思うんですけれども。だから避難の対象外だったのではないかと思うんですが、そういうことでもいいんですかね。

A：（東電）屋外にいらっしゃる方は、津波の高さがどうであろうと、大津波警報が出てる状況ですから避難指示をさせていただいて、より安全な所に避難を誘導したものです。屋内に関しましては、当然我々、当時は 5.7m という津

波の想定をしていて、10mの高さのところまで水がきて、建物の中に水が入ってくるということは考えておりませんでしたので、通常の地震後のパトロールを行ったということになります。

Q：それは、その高さまで水が来ても入らないのか、それともその高さまで水が来ないという前提なのか、どちらなんだろうかね。

A：（東電）水が来ないという前提です。

Q：水が来ないという前提だけれども、屋外は避難指示をするということでもよろしいですか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：津波に際してのマニュアルなんですけれども、公開していただくこと可能ですでしょうか。

A：（東電）マニュアルに関しましては、ご存知のとおり私ども社内の文書でございますので、運転手順書上、津波の警報が発生した場合には屋外に居る作業員の方は避難指示を出すということが決められております。

Q：それは公開していただくことは出来ないということでしょうかね。

A：（東電）はい、そうです。

Q：分かりました。

○司会

ご質問ある方。後何人位いらっしゃいますでしょうか。前にお一人、後ろにお二人ですか。ではこの3人でよろしければ終わりにさせていただきたいと思えますけど、よろしいですか。では前の方から、で後ろの方、最後、お願いします。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。園田さんに、同行取材と記者会見のこと、後もう一点聞くんですが、まず同行取材のことですけれども、今回、細野豪

志大臣の同行取材ということで、福島第一原発の取材が認められて、それは内閣官房の基準でやってるんだというお話をさっきされてましたけれども、これは現在、総理大臣と官房長官の記者会見にも一部のフリーランスは出席しているんですけども、そちらの方の同行はできなかったっていうことはどういう理由だったのかっていうふうに園田さんは聞いているんでしょうか、ということとですね。先ほどの前回もまた10月31日の記者会見の公正な運用というところですけど、私どもはフリーランスはですね、この会見が始める2時間位前に通知されてくるこの統合対策室から送られてくるメールでもってですね、開始時間ですとか、あるいは園田さんがいつみえられるとか、何をやるのかっていうことを知るしかないわけです。それが公式発表だと思っているわけですけど、さっきの園田さんの言い方だと政務官室の方に今日は飲水するののかというような問い合わせが幾つかあったということで、そうなるとうとうですね、これは役人と東京電力がですね、公式発表の公式の案内メール以外に勝手に一部のメディアにですね、リークしてですね、今日は園田さんが飲水するんだよみたいなことを言って、それで記者クラブメディアも問い合わせるみたいなことになっていて、これはもう明らかに公正なやり方じゃないと思うんですよ。しかも先日ですよ、先日も19時から園田さんが見えられるということで、私なんかもそうですけど、19時に来ようとしてたら、向かっている途中でですね、役人と東京電力で勝手にこの共同記者会見を終わりにしちゃったっていう事件もあったわけですよ。とにかくこの共同記者会見も園田さんの知らないところで役人と東京電力が勝手にやり過ぎなんです。だから、これ2回目ですから、私ちょっとかなり我慢ができないので、3回目はちょっと仏様じゃないんで我慢できないんで、その役人と東京電力がこういう勝手なことをやり続けるんだったら、ちょっと私も考えることがあるので、もうこういうことを絶対させないようにしてください。ちゃんと公式の案内メール送っているんですから、2時間前、今日なんかもっと遅くて1時間ちょっと前だと思いますけど。だからこれに書いてある情報が違うんだしたら、我々は記者会見に来ることもできないし、その時に何を準備してくればいいのかも分からなくなってしまうんですから。それを一部の記者クラブメディアだけに役人、東電は勝手にリークしてるっていうのはおかしいでしょ、それは絶対もう止めさせてください。それで、それに関連して前回ちょっと園田さんにまたこれも宿題が1個あったかと思うんですが、この共同記者会見の方にですね、署名記事2つ提出して出席を申し込んでいる今西憲之さんとか、あと橋本玉泉さんという、私、直接知っている方ですけど、この方たちが排除されていることを園田さんは前回ご存知なくて調べるということでしたよね。まあ、それも役人と東電が勝手にやっていること

でおかしいと思うんですよ。明らかにだって署名記事 2 つって基準クリアしている人が排除されるようになっているのは何の言い訳もできないと思うんですけど、まずそれについて答えてください。あと事故について 1 個聞きたいんですけど、10 月 29 日発生ワイヤー落下事故について聞きますけど、ちょっとそれを言うとまたごっちゃになっちゃうんで、今の同行取材のことにに関して、つまり総理大臣、官房長官の記者会見に出席しているフリーランスがなんで同行取材できなかつたのかってどういう理由かってことをお聞きになってるのかっていうこと。まあ役人と東京電力で勝手にですね、そういった案内メールにないようなことをですね、記者クラブと一緒にやってるって、この不公正な運営はもう絶対止めて、以後絶対止めて欲しいということ。それに関して、前回の宿題というかですね、今西さんと橋本さんが何で排除されているのかということ。あともうひとつは 10 月 20 日ワイヤー落下事故で作業員 2 人が重軽傷を負ったっていうのがありましたけれども、これに関して前回、園田さんはですね、警察が来ているかどうか分からないということだったんですが、これ警察その後どう来てどのような対応をしているんでしょうか。ちょっとこれは明らかに事故なんで、その当時は知らないにしたってですよ、これ警察がそのまま未だにもしかしたら本当に来てないのか分からないんですけど、こういう重軽傷、2 人が重軽傷を負う事故なんで、普通に考えれば警察が来て検証するなり何なりしているんでしょから、警察の方の動きはどうなっているのか。それとあともうひとつ、その警察に関連してですけど、1 番直近で私は聞いたところでは、警察から東京電力に 31 人天下りしているっていうことでしたが、今、福島第一原発ですとか、あるいは J ヴィレッジだとか、その周辺のいわき市等でもいいんですけど、この福島第一原発関連でですね、配属されている、配置されている警察 OB というのは何人いるんですかね、以上です。

A : (園田政務官) はい、全部で 4 問ですね。まず、同行取材でございますけれども、すみません、ちょっと私はフリーランスの方がですね、総理や官房長官の同行取材にフリーランスの方が。

Q : いやいや、会見に出ているフリーがいるんですけど、その方たちに何で声がかからなかつたのかな、っていうことは何か聞いてますかってことなんですけど。

A : (園田政務官) いや、細野大臣でございますので今回は総理でもなければ官房長官でもないという状況でございますので、細野大臣の基準に従ったとい

うことだろうと思います。それから、メールがこの記者会見の運営の在り方で、いろいろ改善点はあるのかもしれませんが。ただひとつだけ申し上げるとですね、別に私はいつも皆さん方から何かその隠し事があるんじゃないかとかいうような形で捉えられているかもしれませんがけれども、したがっていつでもですね、私の答えられる範囲では当然答えるつもりでありますし、隠し事も隠し立てすることはありませんから、それはしっかりと問われたら答えるというスタンスでやらせていただいています。したがってどうやら私の政務官室にですね、そういう問い合わせがあったようでございますので、それに対して正直にその場にいた人間が、秘書官がお答えをしたのではないかというふうに思っております。

Q：だからそれが事前に役人か東電からリークされて聞いてなかったら問い合わせ自体ができないんじゃないですかっていうことを言っているんですよ。だからもうそういうリーク。

A：（園田政務官）いや、申し訳ない。それはリークとかではなくて、正直に私どもがお答えをさせていただきだけの話でありまして、なおかつそういうこまめに取材をされる方っていうのは記者の方の中にはいらっしゃると思いますので、そういう方にはしっかりと私もですね、情報等も私が提供できる限りにおいては時間のある範囲でさせていただいているということでございます。それから、あと今西さんと橋本さんについてはですね、まず橋本さんについては、ひょっとしたらちょっと勘違いされていらっしゃるかもしれませんがけれども、条件がまだ揃って、整っておりません。したがって今、橋本さん本人に対しましては、公の場でこういう個人名を挙げていいのかどうかちょっとまだ確定した方ではないので、申し上げるのは適切かどうかちょっと控えた方がいいかもしれませんけれども、寺澤さんからのお問い合わせについてお答えをさせていただくとですね、お一方は条件がまだ揃っていないということでお一方に対しましてちゃんとそれを情報提供してくださいというお願いを。

Q：橋本さんはただ署名記事2つ提出していますよね。

A：（園田政務官）いや、ところが、揃っていませんでした。

Q：いや、私が聞いているところでは署名記事2つ提出しているにも関わらず、その出版社の事業、会社概要を提出しろだとか何とかいろいろ新しい条件を付けられたって聞きましたけど。

A : (園田政務官) いえ、ところがですね、その2つの記事についてまだ提出がされていないということなので、ちゃんとその基準を満たすがごとく記事を提出してくださいと言うお願いをして、本人も分かりましたというお返事が来ていた、いただいているということでございます。

Q : はい、じゃあまあこっちも確認。

A : (園田政務官) はい、それは私どもが今、条件に合うような情報をお待ちをしているという状況でございます。それから、今西さん、もう一方の方に関しましては、現在精査中であるということでございます。

Q : いえいえ、精査中って、だってこれはもう3週間位経ってますよ。だって従前ですね、フリーの人が署名記事2つって会見で私その会見上の基準が全然いって思っていないけれども、実績を判断するのに、提出したらもう翌日にはどうぞってことになっていたんですが、なんで今西さんはこんな3週間もかかっているんですか。

A : (園田政務官) いえ、その内容についていろいろ今いただいた情報をですね、精査を本当にその条件に合うかどうかというのを精査をしている。

Q : いえ、だからそれは記事の内容を精査しちゃっているわけでしょ、今。

A : (園田政務官) いや、記事の内容といいますか、いただいた情報を今、精査をさせていただいているという。

Q : いやいやいや。

A : (園田政務官) 当然ながら、皆さん方からいただいたものはですね、本当にそうであるかどうかというのはきちっと精査をさせていただいているのは確かでございますので。

Q : いや、だから有体に言うと、今西さんが提出したのは週刊朝日に今西さんが署名記事で書いた福島第一原発に入りましたっていう記事を提出したら、それはけしからんって話になっているんじゃないんですか。

A : (園田政務官) ちょっと内容についてはですね、私は存じ上げませんけれど

も、今、精査中であるということでございます。

Q：だって細野さんが最初にここに来た時に、私何度もやりとりしてこの共同会見始まった時に、その実績を判断する外見上のためにあくまでも署名記事2つ出して貰うんで、その記事がどんな内容だか、その主義主張だとかそういうことで判断するんじゃないんだって言うのに、何でこういうことになってんのかっていうことを私聞いてるんですよ。

A：（園田政務官）その方の頂いた情報に基づいてですね、それが記事に該当しているかどうかの判断をさせて頂いているということでございます。

Q：全く納得できないですけど良いです。

A：（園田政務官）それから警察の動きでありますけど、現在、私の知り得ている範囲はございません。どういう形の動きを取られているのかというのは現段階では。

Q：これ警察は二人は作業員二人が重軽傷を負う事故が発生しているのに何にもしないということですか。

A：（園田政務官）私自身がまだそういった情報が入ってきていないという状況でございます。

Q：東京電力はどうなんですか。

A：（東電）はい、事情聴取を受けたという報告は受けておりますけれども、具体的な内容等は承知しておりません。

Q：具体的な内容って誰がどういう事情聴取を受けたんですか。

A：（東電）はい、現場の責任者と今回の軽症だった方が事情聴取を受けたということは知っておりますけれども具体的な内容については存じ上げないと言うことを申し上げたと。

Q：では、後1点分かりますか。園田さん、そのOBの関係の、警察OBの配属配置の。

A : (園田政務官) これについても私は存知上げません。

Q : 東電はどうですか。31 人天下りが警察から行っている訳ですけど、今この福島第一原発の関係で原発そのものや J ヴィレッジあるいはその周辺、いわき市と南相馬市でも良いですけど。そこらに配属されているのは何人いますか。

A : (東電) いわゆる、福島第二に 1 名おりますけども第一、J ヴィレッジにはおりません。

Q : そうすると当該の今の 9 月 29 日の発生のワイヤー落下事故には OB 全然関わって無いんですか。それとも、本社にいるここの建物に居る人がそれは涉外として警察と折衝しているんですか。

A : (東電) いえ、本件はいわゆる、労働災害でございますので純粋に警察の方々がいわゆる必要な捜査をされているというふうに考えております。

○回答する記者団 佐藤

Q : 回答する記者団の佐藤です。数が多いので 2 回に区切らせて頂いて 1 順した後にもう一度また挙手しますので後で良いですか。

○司会

後、お二人だけですのでどうぞ。

Q : 自由にやらせて頂きます。よろしくお願ひします。保安院に対して質問と申しますか確認をしたい点があるんですけども、免震棟の中で集中監視に使っているウェブカメラ、集中監視というのがありますけれども、これが 87 台のカメラをその集中監視でモニタしているということなんですけど法令上核防護の理由で公表出来ない物を映しているかどうか本当に核防護上の理由で公表出来ない物を映している物が何台あるか、現場の政府職員に対して確認をお願いできませんでしょうか、今のが要望です。

東京電力に質問二つ、もう一つは園田さんとも関係します。10 月 30 日の夕方の方の東京電力単体の記者会見で川俣さんが原発再稼動に関する質問の中で国防と外交について少し私見だけけれどもということと言及された事について、松本さんにどういった意図で電力会社がなぜ、外交、国防について言及する

のか川俣さんのお考えを確認するという事になっておりましたけれども、これがどうなりましたでしょうか。

それと園田さんと東京電力にお願いします。統合対策室としての記者会見あるいは東京電力単体の記者会見それぞれで、元々出入りしていた記者が何らかの理由で出入り禁止になったケースというのが何回ありますでしょうか。あるようでしたら具体的な理由、直接的な理由というのを教えて頂ければと思います。それと、これまで質問していた事の回収がありますのでもうひとかた質問される方が終わった後で。

○司会

続けてお願いします。

Q：分かりました。それでは続けさせていただきます。園田さんに、統合対策室としての議事録の有無に関してなんですけどこれどうなりましたでしょうか。併せてこれに関連する質問も一緒をお願いします。統合対策室の電話番号とFAX番号というのがあるのかどうか、これも教えて下さい。それから全体会議が何時からあるか。ゆっくり申し上げる方が良いでしょうか。もう一度お伝えします。統合対策室の電話番号とFAX番号、それと全体会議が何時からやっているか。併せて確認ですけど、原子力災害対策本部というのが本当に存在しているのかどうかお答え頂ければと思います。

それとこれは以前からの質問ですがゲルマニウム検査器とストロンチウムの計測が可能な検査器の数の把握についてお願いしていましたがけれどもこれ分かりましたでしょうか。それと最後、9月8日の合同会見なんですけれども、内閣官房にあるウェブサイト、この会見の会見録が載っているウェブサイトですけれどもこのウェブサイトに次回の会見の予定誰が出席して、例えば大臣が来られないですとか政務官がどれ位遅れますと、そういった情報をしっかり掲示して欲しいということをお願いしたんですけれども、まだ出来てないようなんですが、どうなってますでしょうか。以上です、お願いします。

A：（保安院）まず、保安院からですが、免震棟にありますウェブカメラの件ですが、基本的には監視されておりますのは、メーター類ということが大半です。それ程、核物質防護上の問題があるような物を映しているとは保安院として認識しておりません。ただし、もちろん、全くゼロかどうかは分かりません。そういった事を検査官に指示すべきではないかというご要望ですけども、検査官はそのような任務を負ってはおりませんので保安院から指示する予定はございません。もし、東京電力の方でそのカメラの内容について

核物質防護上問題があるので公表が出来ないというお話があれば、それは確認させて頂きます。以上でございます。

Q：ありがとうございます。東京電力松本さん。集中監視で使われているウェブカメラ87台の内、メーター類を映している物についてはインターネット上に公開して頂けませんでしょうか。今現在の福一ライブカメラと同様の形で結構です。

A：（東電）いわゆる、技術的な課題ですとかサーバーの問題等もございますので、現在監視用のウェブカメラを福一ライブカメラの様に公開する予定はございません。

Q：確認なんですけれども。カメラ自体は建屋の中でメーター類を表示していてそれを免震棟の中で見られる様に回線繋がっている訳ですよ。

A：（東電）おっしゃるとおりです。

Q：そうしますと、それをそのままサーバーに転送するとかと言った事で比較的、技術的にはハードル低いのでは無いでしょうか。

A：（東電）はい、サーバーの容量ですとか通信回線等の問題もございますので、現時点では公開する予定はございません。

Q：東京電力の午前中の記者会見は今始めましたよね。あれが可能で、カメラの方が出来ないと言うのが良く分からないんですけども。

A：（東電）台数も多いですし、連続と言う事になりますとそれなりに難しい課題があらうかと思っております。

Q：分かりました。これは時折質問させて頂きますので検討よろしく願います。

A：（園田政務官）まず、私から統合対策室の記者会見において佐藤さんは出入り禁止というふうにご表現されましたけれども、少し運営上ですね。大変不都合が生じるというような方はご遠慮頂いたと言うのは過去にあったという事は私も承知しております。それが何件あったのか何人だったのか今私の手

元にある訳ではございませんので、確かお一人かお二人。

Q：一人というのは。

A：（園田政務官）お一人あったというのは聞きました。

Q：合同会見としてはその一人のみということでもいいですか。東京電力単体の会見としては何名いらっしゃいますでしょうか。

A：（東電）はい、二人いらっしゃいます。

Q：それぞれ、具体的な、直接的な理由と言うのを教えて頂けませんか。

A：（東電）はい、一つはいわゆる会見上のいわゆるルールと言いますか運営と言いますか。ご質問では無くいろいろな主義主張をされるケースが多かった訳ですからスムーズな運営のためにご遠慮頂いているということにさせて頂いておりました。もう一方は私どももいわゆる会見場と言いますか控え室と言いますか。下の 101 会議室等でいろんな事をやられたというふう聞いておりますので、その関係でご遠慮頂いているケースがございます。

Q：分かりました。これ今日で無くて単体の会見で聞く方が良いと思いますので。具体的にどの質問のこういった所が東京電力のお考えになるルールというんでしょうか。それに引っかかったのか詳細を確認させて頂きたいと思えますんで。取り合えずこちらの会見でもその旨広報の担当の方でよろしいのでしょうか。そういったことをお聞きするという事で調査お願いできませんでしょうか。

A：（東電）お答えできるのは、今お答えしたとおりでございます。私どものいわゆる会見の際に質問よりも、いわゆるご本人の意見等が、あるいは前説明というのが長いというようなこともございまして、何度かご指摘と言いますか、お話をさせていただきましたけれども、改められなかったということと、もう 1 点の方はいわゆる会見場、それから下のプレス準備室といったところで、会見が終わっても寝泊りをしているですとか、そういったことがありましたので、ご遠慮いただいたということになります。

Q：寝泊りの方は会見の本筋とは関係がありませんので、ただ質疑のやり方に

ついて問題があった、原因があったということでしたら、今のおっしゃるようでしたら全体的な主張が多かったとかそういったようなお話なので、この発言のこの部分が主張に当たるのでそれが多すぎる、そういったような発言の内容一つ一つについてご指摘いただきながら説明をお願いできればと思っております。これは今日でなくて結構です。合同会見の方の出入りを禁止になった方についてはどうでしょうか。

A：（園田政務官）議事録が残っているのかどうか、ちょっと私も確認しなければいけないと思っておりますけれども。どうやらその方はですね、他人の誹謗中傷をこの公の場でかなり繰り返されたというふうに聞いております。したがって、そういう方についてはご遠慮いただくということで、そういう措置をとらせていただいたというふうに聞いています。

Q：ありがとうございます。これも具体的にどこが誹謗中傷になるのか、どういった発言をされているのか、発言内容そのものに関しては中継されているインターネット等の録画を見れば分かりますけれども、政府側としてその発言のどこの部分がというところを明確にしてお答えいただけませんかでしょうか。

○園田政務官

A：（園田政務官）逆に申し上げるのならば、こういった公の場ですね、そういったことを申し上げるのは不適切であろうというふうに思いますので、個別にお答えをさせていただければというふうに思います。あくまでも他人の誹謗中傷をしたという事実がやっぱりあったということですので、それをこの場で一つ一つ公の場でお話しするというのは不適切ではないかというふうに思います。

Q：分かりました。誹謗中傷ということでしたら、質問の本筋とも関係があまりないということも了解をいたしました。それで、回収させていただきたい。

A：（園田政務官）失礼いたしました。まず、議事録でございますけれども、まだ正式に私のところに上がってきているわけではありませんが、現段階で統合対策室としての議事録は見当たらないということでございます。それから対策室としての電話であるとか FAX ということでございますけれども、対策室という何か特定の部屋があるわけではありませんので、そういう面では機関として捉えていただければというふうに思っております。したがって、統

合対策室の専用の電話であるとかFAX番号があるということではありません。これは原子力災害対策本部も同じでございます。当然ながら、原子力災害対策本部の事務局長は、深野保安院長になりますし、事務局は保安院が勤めているということになりますので、そういった面ではそこにお問い合わせが出来るものではないかと、存在としてはしているというふうに申し上げられるわけでございます。これは法律上の機関でございますので、当然ながらメンバーはですね、総理大臣以下、関係閣僚が入っての会議体でございますので、その会議体が開かれている時が原子力災害対策本部が存在しているという状況になりますし、また機関上は設置されてずっとそれが解散というふうになるまでは、そのまま引き続きこの世に現存しているという状況になりますから、概念上は今でも存在をしているということになります。したがって、何か決める時にはですね、そういった会議を開いて、そしてその会議の合議事項の中において決定をされていくという形になります。これは閣議と一緒にございます。それから、統合対策室の全体会議の時間でございますけれども、現在は18時頃をめぐりとして開催をさせていただいております。これは毎日でございます。それから、ゲルマニウム等の検査機器でございますけれども、まだ全部揃っていないようでございますので、そしてまた精査をさせていただいているということでございますので、速やかに回収、全てですね、大方国の把握している部分について、あるいはこれから把握しようとしているその取得しようとしている機器までというふうにおっしゃったんで、確か三次補正の中にも含まれていたというふうに考えておりますので、それは各省から取り寄せている状況でございますので、取り揃い次第お伝えはさせていただくつもりでございます。

Q：分かりました。ゲルマニウム検査器の数の方、ちょっと文科省の方に別途会見で質問しに行きたいと思っているので早めに回答いただけますと助かります。それと、全体会議18時頃から毎日ということなんですけれども、例えば土日も含めてということでもいいんでしょうか。

A：（園田政務官）はい。そうでございます。

Q：そうしましたら、例えば昨日の全体会議の議事録があるかどうか、すぐに確認できたり出来ないものでしょうか。

A：（園田政務官）統合対策室としてですね、全体会議の議事録というのは取っ

ておりません。したがって、私も出ておりますけれども、当然ながら毎日です。ね、炉の状況、あるいは何度もここで記者会見で皆さま方にお伝えさせていただいておりますけれども、ここに書いてあるような福島第一原子力発電所の状況ということで、今日の作業状況はどうであったのか、あるいはトレンチ立坑やタービンの水位は何mmになっているのか、あるいは底部温度は何度になっているのかというようなことをそれぞれ報告していただいている。それを私たちがこういった皆さま方にお配りしているような紙を見ながら、確認を一つ一つしているという形の会議体でございます。

A：（東電）東京電力でございますが、川俣の発言でございますけれども、一般論として個人の考え方を申し上げたことというふうに聞いております。会見の場で申し上げるべきではなかったということで、昨日の夕方の会見で本人もその旨申し上げているところでございます。

Q：松本さんに先にこれお聞かせください。電力会社が原発の再稼働に関連して、国防、外交について言及した関係性については、川俣さんが会見でおっしゃったこととは別に確認されていますでしょうか。

A：（東電）いえ。こちら川俣の個人的な見解でございますので、それ以上のことは確認しておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）すいません。ちょっと1点補足させていただきます。先ほど、原子力災害対策本部の事務局は保安院というふうに私申し上げました。これ二つあるようでございまして、実用炉に関しては保安院が事務局を勤めています。それから、試験炉等については、これは文科省で事務局を勤めているということでございました。失礼いたしました。

Q：今起きている事態の原子力災害対策本部の事務局ということですけど。

A：（園田政務官）それは保安院でございます。

Q：分かりました。それでですね、ちょっと加えてお聞きしたいんですけれども。議事録がないということで、時系列でこの事故に対して収束のためにどういったことを話し合っ、どういったふうに決めていったのか、決定のプ

ロセスですとか、決定のテーマなんですけれども、例えば10年後、20年後になった時に公式の文書で記録残っていないという認識でいいんでしょうか。

A：（園田政務官）対策室はそもそもご案内のとおり、法律上の組織ではありませんので。

Q：はい、そうです。政府側の方の文書ということで結構です。

A：（園田政務官）そういう意味ではですね、政府としての議事録というものは取っておりません。したがって、時系列のメモというものは、あるというふうには思っておりますけれども、それは政府の内部文書でありますので、当然ながらこれは議事録として公開するものではない、そういう体制のものではないというふうに認識をいたしております。

Q：ちょっと補足なんですけど、例えば取りあえず当面の収束が終わったとして、30年50年経って収束したはずの福島第一でまた別の大きなトラブルが生じたような場合に、じゃあ30年前50年前、つまり今のことですけれども、この時に何をやってたのかということは、将来の人は分からない、公式文書からは把握できなくなるということでもいいんですか。

A：（園田政務官）そういう面では政府内では時系列に何がどういう指示が起こったのかというのは当然ながら各省でしっかりと取りまとめをしておりますので、その点については心配はないというふうに思っております。

Q：ごめんなさい、それは起こったことの記録かと思うので。

A：（園田政務官）起こったことといいますか、起こったこともそれからそこからどういう伝達、指示系統が行ってそしてどういう決定がなされたのかというものは、当然ながら各省に当然残っておりますので、それは当然ながら後で検証しようと思えばできるというふうに思います。

Q：それは議事録ではなくてあくまでメモであると、そういうお考えなんですかね。

A：（園田政務官）はい、行政文書の内部のメモでございます。

Q：ちょっとそのメモというのを見たいので、サンプルでいくつかこの記者会見上で配っていただくことはできますか。今日じゃなくてもいいので。

A：（園田政務官）申し訳ございません。行政上の文書の中においてメモは公開の対象ではありません、公表の対象でもありません。

Q：それは開示請求の開示対象になりません、行政の文書扱いにはなりませんよね。

A：（園田政務官）ごめんなさい、開示での対象にはなりません。

Q：行政文書の扱いに入りませんか、そのメモって。

A：（園田政務官）その点はちょっと精査してみないと分からないと思いますけれども、個人のメモでしたら駄目ですし、それは行政文書ではありませんし、組織としてやっているものについては、それは当然行政文書にはなると思います。

Q：よく分からないということが分かりました。最後、ウェブサイトの方で次回の会見の案内を出す件をお願いします。

A：すいません、私もお願いをした記憶はあるんですけども、それがちゃんと徹底されていなかったようでございますので再度担当のところには伝えておきたいと思います。

Q：よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○司会

よろしいですか。では最後よろしくお願いします。

○NPJ 日隅

Q：先ほど東電の方から津波の警報についてのアナウンスの方法があったんですけども、ページャーはじゃあ屋外に出る人のページャーと、屋内の担当する人のページャーは違うものを持っているんでしょうかということと、それから安全委員会の方なんですけれども、もう1回先ほどの放射線防護の線

量の基準の考え方について確認したんですが、キャッシュを消してみたんですけども赤線でうんぬんというのが確かに1度私見た気はするんですが、何か元に戻ってるんじゃないかという気もするのでちょっと確認していただければなと思います。それから安全委員会の方は食品の放射性物質の暫定規制値の見直しについては、何か意見を言われる機会があるのかどうか、前工程の基準の時なんかの時には、事前協議をしたのでということと言われてたので、もし意見を言う機会があるんだったら既に事前協議というのがされてるのかどうかということを知りたいので今聞いてます。それから SPEEDI について聞かれたにもかかわらず存在しないと答えた責任について、安全委員会の方では確認した上で後ほど回答するというようなことを5月2日の統合会見で言われてたんですけども、それについてのご確認をしていただけたのかなということです。あとは前回の一番最後に時間がなかったので次回までにお答えいただければとお願いしたものが何点か、先ほど資料配布で略歴とか出身の省庁についてはいただいたんですけども、赤宇木地区の周辺住民に対するアナウンスがきちんとされていたのかどうか、それがもし遅れていたとするとそれはどういうことで遅れてしまったということについて聞きました。それから福島県の広報で今でも100mSvまで健康被害がないというような情報が流れてるということについて政府の方から指導できないのかということで、福島の方に伝えるということでしたけれどもそれについて何か結果がどうだったのかということですね。それから東電が溶融に関する解析が遅かったのかについての保安院の見解はどうですかということを知りました。それから園田さんに、環境放射線モニタリング指針を読まれて、SPEEDI の使用方法についての確認をされたでしょうかということですね。それはIAEAに対する報告の内容とも係わるので、そのIAEAに対する報告とも絡めてご回答いただければと思います。以上です。

A : (東電) 東京電力からお答えさせていただきますが、まずページングという装置ですけども、いわゆるページャーではございません。いわゆるポケットベルではなくて、いわゆる拡声器です。いわゆる屋外ですとか建物の中に大きなスピーカーが何箇所がございますして、要は一斉に大津波警報が発令されたので建屋、屋外にいる方、特に海岸にいる方は退避せよというようなことを指示するものでございます。それからよろしいですか。それからあとおしどりさんのご質問であったと思いますけれども、ヨウ素135に関しましてはチャコールフィルターで採りますけれども、検出限界値未満という測定結果でございます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、まず4月11日の前日に行われた委員会についてのブリーフの時に補足で配った放射線防護の線量の基準の考え方ですけども、ちょっと私も今試してみましたら、例えばこの文書名で検索かけると古いバージョンが出てきます。一方で安全委員会のホームページからこれまでの記者ブリーフの記録というところからたどっていくと正しいバージョンに行き着きます。したがってサーバーの中に古いバージョンが残ってますので、そこは新しいバージョンに差し替えて古いバージョンが出ないように手を打ちます。

それから2点目ですけども、食品の基準については法律上もう安全委員会にはこれは係わる問題ではございません。したがって特に事前協議も受けていないという段階であります。

それから3点目が5月2日の会見の際に SPEEDI についてないと言ったどうかという話があるんですけども、安全委員会は SPEEDI の存在そのものを否定したことは一度もないと思います。むしろ5月2日の会見で私が確か調べてお答えしますと申し上げたのは、仮定を置いて行った計算ですとか、あと安全委員会では環境モニタリング結果から放出源情報を逆推定したんですけども、その作業過程での SPEEDI の計算結果、こういったものについて公開しないという明確な意思決定が行われたのかどうなのかということについては調べてお答えしますというふうに申し上げまして、それは委員とか事務局の主だった人に聞いた結果、しないという明確な意思決定は行われてないということでありました。

A：（保安院）保安院でございますけども、炉心溶融について東京電力の検討が遅かったことについて、前回ご質問がありまして、私からは東電若しくは保安院から検討して回答しますと申し上げましたが、本件については、本来東京電力が説明すべきものということで、東京電力にその結果については説明していただきたいということを申し上げております。以上でございます。

A：（文科省）文部科学省でございますが、SPEEDI の件で少し事実関係だけ、SPEEDI と IAEA の報告の関係について事実関係だけご説明させていただきたいと思っております。環境放射線のモニタリング指針におきましては、ご指摘のとおり事故発生後の初期段階において放出源情報を定量的に把握することは困難であるため、単位放出又はあらかじめ設定したためにより計算を行うというふうに記述がございます。一方23年6月に作成された IAEA の政府報告書におきましては、次のような記述がございます。SPEEDI は事故時の放出源情報が得られなかったため、本来の活用方法である放出源情報に基づく放射能

影響予測を行うことができなかった、しかしご指摘のとおり SPEEDI がシステムとして不備があったわけではございませんで、文科省、原子力安全・保安院、原子力安全委員会において、内部検討のために様々な過程を置いて計算を行っております。その旨も今 IAEA の報告書には書いてございまして、その上で IAEA 報告書では放出源情報に基づく予測ができない制約下では、一定の仮定を設けて SPEEDI による放射性物質の拡散傾向等を推測し、避難行動の参考等として本来活用すべきであったが、現に行われている試算結果、これはいろいろな仮定とか、あるいは単位放出の結果でございしますが、これについては活用されなかった旨、報告書に記載されてございます。この IAEA の報告書ですが、一番最初に案が発表されたのは 6 月 7 日でございましてけれども、これは 6 月の 18 日に正誤表という形で、今私が申し上げた最後の部分が加わっております。即ち、まとめて言いますと、三省庁では、内部検討のために様々な検討を行って、試算を行ったけれども、それらの結果は活用されなかったというふうに記載されてございますので、今の段階において指針と IAEA の報告書の間での、今の段階で IAEA の報告書を何か、改めなくてはいけないというような状況にはないと思っておりますけれども、このところは IAEA の報告書の中の教訓のところに書かれているところであります。

A : (園田政務官) そういう面では、私質問いただきまして、今文部科学省からもお答えさせていただきましたけれども、安全委員会による環境影響のモニタリング指針。ここに、本来であればきちんと沿ってしっかりと運用がなされていなければならなかったというのは、もうおっしゃるとおりだろうと、おっしゃるとおりでございまして、そういった点では当初の 6 月の IAEA 報告の中では、その部分が抜けていたということのようでございまして、その後、ホームページ上で訂正をさせていただいたというのが、今のご説明をさせていただいた部分でございまして。

Q : 忘れちゃうといけないので、今のと一点なんですけども、文科省のお答えとしては私はそれはそういう答えというのはある意味納得はできるんです。でも、園田さんのお答えとして、やっぱり IAEA の報告書に指針の存在を明確に書いた上で、指針に違反してしまったんだということまでやっぱり書くべきではないかというふうに、やっぱりそこまで指導していただきたいと思うんです。つまり、あの書き方だと、指針の存在というものは書いてないんですよね。つまり指針があるにも関わらず、その指針に違反したんだということが、やはり国民の目からすると重大なポイントになってくるんだと思うんです。あの書き方だとそこが抜けているんです。なので、ちょっとご

検討いただきたいなと思います。この件については結構ですので、残りの回答をお願いします。

A：(園田政務官) あと、福島県のホームページの件ですか、失礼しました。あれは今支援チームには情報としては伝えさせていただいて、そこからちょっと直接、福島県にいつているかどうかというのは、まだ確認ができておりませんので、また確認され次第、お伝えはさせていただきたいと思います。

Q：あと、赤宇木等の住民に対するアナウンスがきちんとされていたのかどうかということについては、いかがでしょうか。

A：(園田政務官) すいません。ちょっとその件については、今私も確認ができておりませんので、確認されましたらまたお伝えはさせていただきます。すいません。

Q：はい。では、最後に先ほど保安院の方から東電の方から説明をしていただけと言った点について、ご説明いただければと思います。

A：(東電) いわゆる MARP の解析結果につきましては、私どもは中央制御室のデータそのものが入手でき始めたのが 4 月の下旬からでございます、そのデータを基に炉心の解析を進めた結果、5 月中旬の解析結果の公表となっております。

Q：具体的な、このデータが欠落していたという、具体的に、今日じゃなくてももちろん結構ですが、説明いただければなという趣旨だったんです。質問の趣旨は。

A：(東電) いわゆる原子炉の圧力・温度、それからドライウェルの圧力・温度といったものが、いわゆる中央制御室のチャート上に残っておりますので、そういったところを入手するのに時間を要したということになります。

Q：それはその当時、現在進行形の形で出てきているものから、何か、逆算するなりなんなりというような形でできなかったんでしょうか。あるいは SPEEDI における定量値を入れるというような形の解析ですね、それはできなかったんでしょうか。

A：（東電）非常に不確定性を持ちますので、実際プラントのデータがどうだったのかということ解析条件として入れるべきだったというふうに考えています。

Q：その辺については、解析の程度が十分じゃないんじゃないかということで、安全委員会の方からも指導があって、いわゆる燃料の破壊の程度について、そんな程度じゃないだろうと。いわゆる被覆管が壊れた程度じゃないんじゃないかと。ちゃんと見直してもらえということ、直接じゃなく保安院を通じていったかと思うんですけども、そのような原子力安全委員会からの指導というか、指示というか、それは東電には伝わってたんでしょうか。

A：（東電）はい。できるだけ早く炉心の解析といいますか、どういう状況かを判断するよということ、お話いただいておりますけれども、私どもとしては、今回中央制御室でのアクセスも不自由しておりましたので、データが十分揃ってから解析を始めたということでございます。

Q：安全委員会からの方の指摘というのは、従前、こういうことが起きた場合に、恐らくこういうことが起きるであろうというようなことで、一定のデータがあったと思うんですけども、そういうのも活用するという趣旨だったと思うんですけども、それは安全委員会の方からそういう指示はあったけれども、データが出るまでそれは安全委員会の指示があったけれども、実測値が出てくるまで行わなかったと。こういうことでしょうか。

A：（東電）ちょっと安全委員会さんのご指示が、保安院さん経由でどういうふうに来たかについてはちょっと確認させていただきたいと思います。

Q：あ、お願いします。

○司会

先ほどでしまいというお話をさせていただいたんですが。

Q：最後に質問ができたので、よろしく申し上げます。

○司会

できるだけ、終りと言った時には、その段階で言っていただければと思います。ただ、はい、お願いします、短めをお願いします。簡潔に。木野さんも

ですか、木野さんも、はい。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりで。吉澤さん、失礼しました。ちょっと計算に手間取ってたもので、申し訳ないです。先ほどのキセノンの自発核分裂の件なんですけれども、キュリウム 242 についてよろしくお願ひいたします。すいません、私、アイソトープ手帳を見落としておりました、自発核分裂 S F のパーセンテージが載っておりました。6.2×10 のマイナス 6 乗%つまり、0.0000062%が自発核分裂をし、キセノン 135 になりますが、ですのほぼ、キュリウム 242 は 238 のプルトニウムに 162 日で半分がアルファ壊変いたしますが、先ほどお教えいただいた格納容器の量が、放射能濃度が Bq/cc でしたので、ちょっとこれを計算し直しますと、それぞれ 1 億 3,800 万ベクレル、1 億 3,992 万ベクレル。キュリウム 242 がこちらに含まれているという計算結果が出たんですけれども、これが 0.0000062%以外、ほぼプルトニウム 238 にアルファ壊変すると考えますと、こちらのこの表の上のところに、ガス管理システム以外からの水蒸気からの漏えいによるリーク率 0.6 m³/h も考慮となりますが、この 0.6 m³/h の中に、このキュリウム 242 そして壊変された 238 のプルトニウムというものも含まれているという認識になるのでしょうか。よろしくお願ひします。

A : (保安院) 保安院ですけれども、計算方法をもう一度ご説明しますと、まずここに書いてございますように 3 月 11 日、原子炉停止直後のインベントリとして、キュリウム 242 が 9.32×10 の 16 乗、244 が 3.87×10 の 15 乗というふうに書いてございます。そしてこれは先ほどおっしゃったとおり、242 が 162 日、244 が 18 年でアルファ崩壊をしていきます。そうすると 260 日経ったところの指数的な減衰を考慮しますと、現在のインベントリが出てくると、それに自発核分裂の半減期を、半減期ですから 0.693 ですとか 0.603 か忘れましたが、バルクの半減期というので崩壊定数が出てきます。崩壊定数に先ほどの現在のインベントリをかければ、現在の核分裂数が出てくる。それに対して収率直接のキセノンというのと、ヨウ素経由のキセノンというので 7.5%としてそれをかけると、現在のキセノン生成量が分かるということです。そして生成量は分かるんですけれどもリーク率と崩壊というのがございますので、その平衡状態を計算しなければなりませんので、東電の方の報告書にも式が書いてございますけれども、生成率＝崩壊定数×原子数＋リーク率、体積のリーク率ですけれども、東京電力は 14m³しか考えてないところをこちらの方は+0.6 ということで、14.6m³漏れてるというリーク率をかけて、そ

の方程式を解いていただくと空間平衡放射能が出ます。それを体積で割っていただければと思います。以上です。

Q：ありがとうございます。すいません、平衡キセノンではなくほぼアルファ壊変するプルトニウムについてお聞きしたかったんですけども、260日の減衰を私は計算していませんでしたので、すごく過小評価してしまいました、 9.32×10^{16} 乗 Bq、キュリウム 242 があったものがほぼ原子個数そのまま 238 プルトニウムになると思うのですが、それは現在全くリークされていないという認識でしょうか。

A：（保安院）おっしゃるとおりキュリウムとプルトニウムからキセノンを算出すればより正確にはなるんですけども、東京電力の報告書 10 ページにございますように、242 とプルトニウムですと桁が違うので概算をするのであればキュリウムだけを計算すれば十分であるというふうに思っています。

Q：分かりました。すいませんありがとうございます、計算方式は分かったんですけども、もう 1 つプルトニウム 238 は外部には出ていないという認識でしょうか。あともう 1 つその関連で、文科省にお聞きしたいんですけども、プルトニウム 238、240、239 などの分布図、汚染地図が 9 月 30 日に出ましたが、そのプルトニウム 238、239、240 はそれぞれどの親核種が一番多いというご議論がなされたんでしょうか。教えていただければ、ほぼキュリウム 242 によるプルトニウム 238 なんでしょうか。お願いいたします。

A：（保安院）前半の方のご質問だけお答えしますと、プルトニウムとかキュリウムというような重核種につきましてはなかなか蒸発して飛んでいくというようなことは起こりにくいと思います。ただしこの希ガスですね、キセノンですとかクリプトンのようなものは希ガスと言われるほど、ガス状でございますので隙間があればそこから出て行くという可能性はあると思いますので、定性的には今現在の状況で格納容器の隙間からプルトニウムが気体になって漏れているということはないと思います。

Q：分かりました。気体になって漏れていないということで、例えば極小の原子分子状態で水蒸気の中に含まれているという可能性もないという認識でよろしいでしょうか。

A：(保安院) ちょっとそこまで金属上のものが微粉末と言いますか、それになって出るのか出ないのかというご質問だと思いますけれども、その知見はちょっと持ち合わせておりません。

Q：分かりました。

A：(文科省) 文部科学省でございますけれども、9月にプルトニウムの濃度の汚染マップを作った時に測定いたしましたのはおっしゃるとおり238とあと239プラス240の測定値だけでございますので、その由来については検討しておりません。

Q：分かりました。由来について検討されるこれからのご予定は文科省ではあるのでしょうか。

A：(文科省) 承知しておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

はいでは次、最後お願いします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、すいません先ほどちょっと松本さんにお答えいただけなかったのが後で出てきたんで、ページングなんですけれども、これは建屋の中では音というのは聞こえるのでしょうか、聞こえないのでしょうかね。

A：(東電) 聞こえます。

Q：外と同じ放送がそのまま聞こえる。

A：(東電) はい、そうです。

Q：そうすると建屋の中が避難指示対象でないというのはマニュアルで最初から決まっているということが作業員に伝わっているということですね。

A：（東電）はい、屋外の大津波警報が出た場合の屋外の作業員の方、社員の方
に対しまして避難指示を出しているものになります。

Q：放送内容を次回で、そのうちで結構なんですが。

A：（東電）基本的には大津波警報が発生されたので、屋外の作業員は退避して
くださいという指示になります。

Q：分かりました、ありがとうございます。あと1点だけ文科省の方をお願い
したいんですが、伊藤さんに。モニタリングの状況なんですけれども、結局
壊変等があつて状況が変わっていくと思うので、これは例えば現状を分かっ
ている範囲で、5年後10年後に今のものがどうなるのかというのを概算で結
構なので、そういった要するに変わった後の汚染マップのようなものとい
うのはできないんでしょうか。

A：（文科省）汚染マップと言いましょか、放射能の濃度分布でございますけ
れども、恐らく時間とともに核種の壊変もありますけれども、ウェザリング
と呼ばれてるような気象による変化ともありますので、これは今後定期的に
作っていくことになるんだと思いますが、今現在で推定のものを作るとい
う予定はございません。

Q：ウェザリングを除いた状態で今のものが直接どう変わっていくかというの
は、そういった試算というのはあまり意味ないものなんでしょうか。そこ
からウェザリングのやつを後で減らしていけばいいわけで。

A：（文科省）これまでもプルトニウムとかヨウ素とかいろんな核種について主
に除染とか線量評価の観点からその蓄積量の分布を推定してまいりましたけ
れども、それについてこれまでの試算によりますと線量評価上もセシウム等
に比べれば桁違いに小さいということがございますので、かつ今限られた点
数でしか出ていないものについて、あえて壊変によるその濃度変化をやる意
味が見られないんじゃないかというふうに思いますけれども、ご指摘
は専門家にも伝えたいと思います。

Q：ありがとうございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わりにさせていただきたいと思います。次回でございますけれども、10日木曜日になります。また16時半からを予定しておりますが、詳しくはまたメールにてご案内をさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。